

(第二部)

第六十八回
国 会

參議院地方行政委員會會議錄第五號

昭和四十七年三月三十日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左のとおり

理事

○本日の会議に付した案件
○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

寺本
廣作君

委員

片山正英君
柴立芳文君
高橋邦雄君
安井謙君

| 國務大臣 | 自治大臣 | 國務大臣 | 自治大臣 | 國務大臣 | 國務大臣 |
|----------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 長警察廳長官官房 | 警察廳長官 | 後藤田正晴君 | 渡海元三郎君 | 中村寅太君 | 國務大臣 |
| 自治政務次官 | 自 治 大 臣 | 土金 賢三君 | 自 治 大 臣 | 小山 省二君 | 自 治 大 臣 |
| 自治大臣官房長 | 事 官 | 皆川 迪夫君 | 自 治 大 臣 | 立田 清士君 | 自 治 大 臣 |
| 自治大臣官房參 | 事 官 | 森岡 | 敵君 | | |

説明員

自治省行政局行
遠藤文夫君

わけであります。が、その場合に知事は都道府県議会の同意を得て任命するということになつておるのであります。その場合に、市長が推薦をした者が都道府県議会の同意が得られない、ということになりますと、県と指定市との間にトラブルが起きる事態を生むからであります。過去二回、

にかんがみまして、公安委員の任命につきまして、その市議会の、市の意向を反映させる、こういうことでございますが、同時に、この委員を一人にしたということは、公安委員会というものが知事の機関である、府県警察の機関であるという意味におきまして、これが知事の選任する公安委員が三名である。これとの関係において一人にしてお

る。こういうことでございまして、現行警察法第三十九条第一項の解釈によりますと、県の任命する公安委員が三名であり、指定市から推薦される公安委員が二名であるに、こう二点は、これまで見に行き

はその場合にどうなるかお伺いいたしたいのです。
第三番目には市警察部というものが置かることになります。市警察部は、道府県警察本部の事務を分掌するために置かれるわ

けであります。が、札幌市の市警察部はどのようないふたつの立場を考慮しておられるか、またどのような重音を

するのか、その点をお伺いいたしたいのであります。聞こえますと、三つともあります。七反、名古屋、京

都、横浜、神戸の五市は県警察本部の職員が兼務で、聞くところによると、大阪、名古屋、東京の三市は、この点は、一人でも多くかねて公私ともないとかいふことでなく、公安委員の選任につきまして、そ

をしておる、そういう形をとつておるようであります。事実上市警察部としての機構を持つておる構成の選任につきまして、当該指定市の意向をこれに反映させるということにおいてすでに目的

るのは北九州市だけであるというふうに聞いておるのであります。札幌市の場合はどういうよう

に考えておられるのか、お伺いをいたしたいのです。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。

まず第一点の川崎市、北九州市、それから福岡市、ここが今までの市の推薦の公安委員が二名

であったものが一名となるけれども、その点について不公平の点はないのか、こう、もう御質問で

ざいますが、警察法の第三十九条の第一項ただし

書きの規定に基づきまして、指定市の市の特殊性というものを勘案しまして、公安委員の数を、特

に指定市を包括する府県の委員を五名とし、その

一 人を指定市の市の議会の同意を得て市長が推薦する。こういふうにされておるのでござりますが、二の趣旨は、指定市の特殊性といふこと

議会の同意を得て当該指定市の市長が推薦した者につきまして知事が任命すると、こういうふうになつておりますので、これは現行法上、それについて知事が同意するとか同意しないとかいうことではなく、その市議会の同意を得て市長が推薦した者をこれをそのまま知事が任命する、こういうふうになつておりますので、御質問の趣旨のようなことは起こらない、こういうふうに私どもは考えておりますし、またそういうふうに運営されておるわけでござります。

○杉原一雄君 今度の改正案は、いま高橋委員から解説をいただいたわけですが、まあ大体三プラス二は五であるといったような法改正のほとんど技術的な改正だというふうに理解をいたすわけでござりますけれども、しかしまあ一応二階に上がるには階段が必要だということでこの種の改正提案が行なわれておると理解するけれども、私は二階に上がる前に、こういう時点で、われわれは公安委員制度というものについて、その任務とかあるいは権限とか、あわせて今までこの委員制度が戦後かなり長い期間続いているわけですから、歴史的経過を顧みて、その功罪等について若干の検討を加えてみると、あなたがち国政上むではないだらうという、こうした素朴な視点に立って問題提起をしていきたいと思います。

そこで第一点として、言うまでもなく、警察行政の原点は警察法にあるわけでありますし、警察法の第一条では目的などかなり明確に打ち立てられていることは言うまでもないわけです。個人の権利と自由を保護するとか、公共の安全と秩序を維持するとか、民主的理念を基調とする警察の管理と、これらあたりは特に私たち強調をしたいところですが、管理、運営を保障していく、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることなどといろいろ明記されているわけですが、この警察行政を進める中で、公安委員会の位置づけと申しますか、はたしてこの第一条の目的に即応した位置づけと活動成果等があがつているということなどが総括ができるかどうか。総括というと連合赤軍の総括は死刑になりますが、そういう意味ではなくて文字どおりの総括ができるかどうか。これは官房長でもどなたでもいいですから一応の総括をいたいただきたい、公安委員制度について。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。

いります。その線に沿つて公安委員会制度といふのができておるわけでございますが、この公安委員会制度は、日本のこの警察制度を民主的に運営する上において非常な効果をあげておると、こういうふうに申し上げることができますけれども、この申すまでもなく、公安委員会、現在一般の府県においては三人、警視庁それから指定市においては五人ということになつておりますけれども、この公安委員会の制度によつて、合議体によつて中立性、つまり民主的と申しますと、何と申しましてもまず警察の中立性を確保するということが大事でございますが、この中立性の確保のために、この公安委員会制度といつもの非常にその成果を發揮しておるわけでござりますし、また同時に、警察の特性といたしまして、警察運営の迅速性と申しますか、あるいは意思決定を明確にすると、こういう警察の職務の性質上そういう要請もござりますけれども、この公安委員会の制度といふものが非常に適正な規模を維持しておりますために、そういうふうな点におきましても非常に効果を發揮しておりますまして、何と申しますか非常によく民主的な警察が運営されていくと、こういうふうに申し上げることができると、こういうふうに存じます。

○杉原一雄君 官房長の答弁を聞きますと、きわめて今日までの結論は良好である、好ましいことだと、こういうことのようですね。で、私は一応仮説を立てたいわけですが、欠陥があつたといつての仮説を立ててみて、「一応判断の基準を警察法第二条第二項に求めて、そうした点について万憾なかつたかどうか、その点を明らかにしたい」と思うのであります。ここまで言えば官房長も御承知だと思いますけれども、具体例は差し控えまして、第二条の第二項は「警察の活動は、嚴格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、先ほど御説明の中に出でまいりました「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干涉にわたる等の権限を濫用す

「……」
察官から上は公安委員に至るまで全部がぶさつて
いくきわめて厳廟な規定だと思うのです。そういう
点で、いま官房長が非常によかったです、よかったです
といふことなんだが、顧みて、この点について全
く問題はなかつたというようなことで官房長明確
にお答えができるかどうか。またそのような点検
を十分になされてゐるかどうか、その辺もう一度
確認をしたいと思うのですが、どうですか。
○政府委員(土金賛三君) その点は、第二条の線
に沿つた運営がなされたと、こういうふうに申し
上げて差しつかえないと、こういうふうに考えま
す。
○杉原一雄君 これは一まつの危惧かもしけませ
んが、えてして政府並びに与党的私兵に墮落して
いる側面がないだらうかという、一つの野党的ひ
がみでございましようけれども、そういう観点か
らいろいろ見てもきたし、見てもいたいと、こう
思うわけであります。それなくしては、やはり第
一条なり第一条の精神が正しく貫かれることがま
たあり得ないだらうと思ひますので、こうした常
に視点を持つて問題を見てゐる一人でござります
けれども、ある県において——これは具体的にこ
うだ、ああだというこじやないですけれども、
これはほんとうの感じでござりますけれども、高
等学校授業料の陳情に女の方が押しかけた——押
しかけたというと、それも集団暴力のような印象
を与えますが、そういうのじやなくて、陳情書を
持つて、御婦人のことですから県議会のある政党
をたずねて、いかがでしようかと説得これつとめ
たと。女性のことですけれども、中沢さんがおつ
てあれですけれども、かなりしつこかつた。かな
りしつこかつたものですから、その党の人が、お
まえたちのような者は全部警察のリストに載つて
いるという、言い方をかえれば、連合赤軍のおま
えら女性派ぢやないかと、こういう暴言でその部
屋から追づ払われたという事実があります。
それは現象的には非常にさまづな現象ですが、
私はその人たちの暴言の背景にあるものは、何を

おまえらもたもた言つているんだと。おれらのところにはすばらしい警察群がいるんだという自負感、何かそういう錯覚を持つてゐるんじゃないかなと思ひますが、その種の自負なり錯覚を与えたところに、今日までの警察行政、公安委員会等の運営に任その他のをめぐっての一つの経過が伏在するのではないか。これはもうかなり濃度の薄いモックだと思いますけれども、そういうものがやはり存在するということで、いま官房長が、いや、第二条第一項を非常に貫き通してせいぜいとしているんだというような、胸を張ったような答弁は私すなおに実はいただけないです。これは私はコンプレックスかもしれません、そういったような情報などここでお聞かせくださいと言つても、官房長は口を割つても言わないと思います。それはやはり皆さんがこうした問題を担当なさる場合に、企画なさる場合に、管理運営なさる場合に、それは謙虚に配慮していただきたいと実は用うわけござります。

そこで、次の第三点に移りますが、それでは具体的に警察行動のさまざまの場合に、公安委員会といふ、合議体の公安委員会といふものがどういう位置づけにあるのか。法的には、国家公安委員があるのは都道府県公安委員のいろいろな位置づけであるわけですが、それは法の問題として、いま乱はなまの具体的な問題として的はずれた質問をお答えいたしますが、そういう問題の場合に、公安委員会といふのはどのような位置づけをしているのか、企画、立案、決断、そうした問題等をめぐつて。

それで二つの具体例をあげていきます。具体例をあげるというのは、その具体例の場合はいかがでしょうかとお尋ねするわけですが、第一は「あさま山莊」事件の場合、これは主たる公安委員会の担当は長野だと思いますが、長野県の公安委員会はどのような位置づけにあつたのか。事実これほどの間題ですから、その辺のところを明確にわざりたい。ほくらのようなものにわかるようよろしく、なかんずく、その中で他

府県へ協力を要請されたと思います。それからまた警察庁の多くの指導があつたがに思いますが、その辺の警察庁との関係、長野県公安委員会等の各関係、他府県公安委員会等の関係、そうした関係等についてどういう位置づけにあつたのか、法的なことはもちろんのこと、具体的にどうであつたのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(土金賢二君) 杉原委員から御指摘ありました公安委員会の運営についての問題といふことにつきましては、私どもも從来第二条の精神に沿つた運営を行なうようつとめてきたところではございますが、今後とも、先生のそりいいた御指摘もございまして、私どももいたしまして、誰虚にこういうような点を反省して、警察法の運営に誤まりのないよう努力いたしてまいりたい。こういうふうに考えておる次第でござります。

御質問の公安委員会の運営上における位置づけの問題でございますが、公安委員会は、御承知のように、警察法によりまして「都道府県警察を管理する。」ということになつておるわけでござります。管理するというのは、都道府県警察の運営全般についてこれを管理する。つまり警察法第二条の責務に、公安委員会が管理を通じてその責務を負う、こういうことになるわけでございますが、ただ、この管理と申しますと、この意味は、この大綱方針を定めて、その大綱方針によつて事前事後の監督を行なつて、そしてその大綱方針を守らせていくということにあるわけでございまます。それでこの管理の規定を受けまして、本部長の方針を統括していくことが法律上も規定されておるわけでござります。つまり公安委員会はその大綱方針を示して、そうしてこの運営に関する指揮監督は内部的には本部長を通じて行なわれるのである。つまり個々の事件について具体的な指揮をすらし、本部長がその管理の趣旨を受けて、そうして具体的な事件を処理していくと、こういうふうな

法律のたてまえになつておるわけでござります。
したがいまして、たとえばただいまの「あさま
山荘」の事件のような場合におきましても、他府
県の応援を受けるかどうかと、こういうふうな問
題は、これは大綱の問題といたしまして、本部長
が公安委員会の御指示を受けて、そうしてほかの
県の公安委員会に応援要請の手続をいたすわけで
ござります。それによつて、その応援要請を受け
た県の公安委員会が応援派遣の決定をする、こう
いう問題まで一々公安委員会の御指示を受けて
しながら、個々の具体的な、「あさま山荘」事件に
ついてどういうふうな戦略作戦をとるかといふよう
な問題までも、なかなかおるわけでござります。
しかしながら、個々の具体的な、「あさま山荘」事件に
ついてどういうふうな戦略作戦をとるかといふよう
な問題までも、一々公安委員会の御指示を受けて
やるということではございません。御承知のよう
に、こういった事案の捜査というものは、そのと
きどきに応じて機敏な作戦をとらなければいけま
せんし、そういうふうなことにつきましては、た
とえば人命尊重あるいは人質の無事救出と、こう
いった大きな方針について公安委員会の管理方針
を承つて、その線に沿つて本部長が具体的な運営
をすると、こういうことに相なつておるわけでござ
ります。

○杉原一雄君 きわめて形式的なことを尋ねます
が、長野県公安委員会は、「あさま山荘」のような事件が起つた、そこで警察本部長は年間の大綱方針に従つて行動するということなのか、あるいは、その事件に対処する場合、緊急公安委員会を開いてかなり具体的なことについて相談をしながら、いわゆる基本的な問題を決定した上で行動していかれるのか。
もう一つ明らかにしていただきたいのは、いわゆる公安委員会の例会というものがあるわけですね。ぼくらもいろいろな団体の運営をやつてまいりましたからあれなんですが、大綱決定というとかなりすなおできれいなことのようであります
が、それだけでは済まされないよくな——「あさま山荘」事件のときは、私も左翼で「新」の字がつかないだけですかまあ旧左翼でしょうが、われわれのよなな旧左翼でさえも想像もつかないようなああいう事件でござりますね、こういうところにはかなり奥行きの深い施策とイデオロギー的ないろいろな分析が必要だと思いますが、こういうときにこそ公安委員会の持つておる広さ、奥行き、そうした公安委員会といつつの組織の良識的な判断が私は必要だと思います。結局、今度の場合、どういふ形で公安委員会が具体的に持たれたことは聞きませんし、全然聞かれないで、年度初めの大綱方針に従つて警察本部長は迅速果敢に問題を処理していくたといふうにとつていいのか、その辺の具体的な遊び方。私が聞きたいのは、緊急の場合にははどういう処置を公安委員会は従来とつてきただの、今度の場合特にどうとつたのか。例会といふのが月一回とか、あるいは第何週とか。例会といふのが月一回とか、あるいは第何週に行なう等々、それぞの機関の何によつていろいろ違いますけれども、その辺のところは全国的に一体どうなつておるのか。長野県はどうしたかと、こういうことですね。

○蔵書登録(主幹職)(参考)お答え申し上げます

公安局委員会の運営につきましては、いま御質問もありましたように、例会というものが毎週一回

ございまして、その例会の席におきまして、各団本部の幹部が出席しまして、本部長のみならず各幹部も出席いたしまして、その週間のいろいろな重要な問題について御報告し、そうして基本的な問題について御指示を仰ぐと、こういうことが當態の運営になつておりますが、こういう重大な事務

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。

○杉原一雄君 この問題は、これ以上要求してなかなか無理だと思いますし、いわんや、警察二名の命運を断つてまで問題に積極的に取り組まれたですから、こうした問題は歴史の中でよく審判なり批判なり、いろいろ行なわれるものと思いますから、私はこの問題をいまことさら迫りしようとは思いません。

次に、もう一つ具体的な例として、いま非常にマスコミ等に大きく騒がれている映画の問題ですね。映画の問題といつてもちよとばやっとしています、日活に手を入れられたわけですが、具体的にはボルノ映画の問題が捜査活動に入つてどんどんいま進んでいるわけですね。これは警視庁の仕事ですが、この問題等については「あさま山荘」事件のような場合、刑法とかいろいろな法的にも国民がうなづけるような面が非常に多いわけですが、映画の場合、この中でみな意思統一をしようとしたらぼくはできないと思うのですね。どれがボルノであって、どれが公安、秩序に触れないかということで議論が百出すると思うんです。これほど文化の問題、芸術の問題、いわゆるレジャーの問題、国民生活には幅の広いかかわり合いを持つていて問題、こういう問題に対して警察権力が刑法に従つて捜査、逮捕、起訴、こういう手続をおとりになるわけですが、そのことをおやりになる場合に公安委員会はたなに上がっておったのかどうか、その辺のところを。そういう場合にこそ、私は、大綱というよりも、基礎論議をする場として公安委員会が非常に必要ではないだろうか。一検査課長が、あるいはまたそういう担当の課長が敏捷に判断して行動をとる、逃げも隠れもしない相手ですからね。こういう問題等の場合に、芸術の問題、文化の問題——まあ学術の問題までいはいかぬけれども、あるいはいま国民生活に大きな幅を持ってきたレジャーの問題ですから、このレジャーの問題のように奥行きと間口の広い問題を、警察権力がそこに中央突破をやる場合に、かなり私は高度な議論をする必要があると思います。私たちにまず相談してくれとは言いません。警察法に従つて、公安委員会といふ既設の機関がござりますから、この公安委員会の中で、こうした問題に手をつける前に適切な公安委員会の討論なり意思統一なり打ち合わせなりが、かりに大綱ということばで結ばれていいようといまいと、行なわれたものかどうか、その辺のところを土金さん、どうですかね。

○政府委員(土金賛三君) ボルノ映画というか、こういうやうなものにつきましての基本的な警察の方針と申しますが、そういうわいせつかどうか、こういうふうな判断、これは最高裁の判例等においてその判断の基準と申しますか、そういうものが示されておるわけでございます。と同時に、そういった判断の判例等に基づいて、最近のこう、いつた風潮に対処して、どういうふうに風俗警察を運営していくかと、こういう問題については、かねがね良識を非常に持つておられる公安委員、特にそういう見解と申しますか、見識の高い公安委員さんでござりますので、公安委員さんの日ごろのそういう御意見を伺つておるということことは、これは間違いないと思うんでございます。ただ、そういうた公安委員会、その具体的な個別の事件に着手する前に、公安委員会の御決裁と申しますか、そういうものを得たかどうかという点につきましては、私はこの事案について、警視庁のほうの事案については、ちょっと調べておりますので何とも申し上げかねますけれども、全般的な考え方といふことについては、公安委員会の御意向と申しますが、そういうことは日ごろいろいろと、この大きく新聞に取り上げられた事件は今度のこういったボルノ映画の事件でございますけれども、こういうわいせつ事案というものは、今度の事案に限らず、いままで間々あるわけでございます。そういった事案の処理を通じまして、日ごろ公安委員会の御意見なり御方針なりを承つておりますので、そういう線に沿つて事案を処理していくと、こういうことになつておるのが実情であると、こういうふうに考えます。ただ、したがいまして、ボルノについての取り締まり方針といふことは、日ごろお考えを承つておりますけれども、具体的な、何日にそれに着手するということについて、事前に公安委員会の御指示を得るというふうなことは必ずしも、どうも私自信がございませんが、とつてないのではないかと、いう感じもいたします。

○杉原一雄君　この場でボルノ論争をぼくはやりたいとは思いませんが、ぼくほどセックスに対する潔癖なきびしい考え方を持つておる者はおらなんだと思います。そういう意味では、ボルノ論争にぼくは参加をする資格がないだらうと実は思つておるわけですがね。ただ、国家公安委員長がそこにおりますから、国家公安委員長は、よく警察官の諸君は努力してくれておる、まあ「あさみ山莊」の問題は別として、このボルノの問題についても、委員長の判断としては、これは当を得ていて、こういうふうにお考えか。いま官房長が言つたように、常識ということばがありますね、良識ということばがありますが、しかしこれも非常に明治時代と大正、昭和と、なんかず昭和、最近の動向等には非常なぼくは激変があると思うんです。

断には変わりないですか、いかがですか。

○国務大臣（中村寅太君）このボルノ映画の件でございますが、やはりこれは限界が、わいせつの中に入るかどうかといふことが基準だと思ひます。が、杉原議員も仰せられますように、わいせつといふようなものに対する国民の觀念といいますか、常識といいますか、そういうものが、やはり時代の動きとともに少しずつ変わってきておるといふことは否定できないと思うでございます。私は、こういうものの取り締まりは、やはりできるだけ時代の動き等にらみ合わせながら、きびしき過ぎないように、ゆるやかにまた過ぎないようには、きわめてむずかしさがあると思うのであります。しかし、警察当局としても、ああいう映画に手をつける前には慎重に慎重を重ねて私はきておると信じております。そういう大体が指導の方針でございます。あの問題に手をつけるまでに、いろいろな内部でも検討もしたろうと思いますし、私も直接聞いてはおりませんが、公安委員等の意見等もおそらく聞いておると思いますが、そういう手を尽くすだけ尽くして、慎重に慎重を期した上で私はあの問題には手をつけたんだと、こう考えております。そういうことでございまして、大体の取り締まり方針としましても、やはりいま言いますように、千編一律に、五年前も十年前も同じような線というわけにはなりかねるのではないのかと、それで国民の一つの目というのも非常に大きくなる時代と、何となしに刺激が薄くなつてくる時代がありますので、そういう点を勘案しながら適正を期していくという方針でやつていただきたいと思っております。

じやないかと、アメリカを見なさい、ヨーロッペを見なさい、アメリカ等ではもつと刺激的なボルノ映画等がほんらんをしているけれども、最近は国民はそれに対する適正な判断と抵抗力ができる、もはやこういうものは見向きもしないところまで前進をした。つまり社会全体のそれに対する対応の力が非常に変わってきていることなど報道されているわけですが、全体的な評価として、これに手をつけてからこれほど論争を呼んだことはないと思うんです。「あさま山莊」の事件のこととは、大体方向づけがいろいろ危惧される点はあるとしても、大体の国民の心理は同じ方向に向いているということです。ボルノに関する限りは、かなり私は複雑怪奇な姿をとつて世論が動いていると思うんですが、そうちした点については、公安委員長は部下を信頼するということに尽きてるわけですが、しかし、もう少しこの時点で踏みとどまって、いま進行中のそうしたことについての警察行動について世論もたいへんきびしいですか、どういった判断をしておいでになるか。とにかくこれは統計的な考察でもいいですけれども、どうですか、最近かなりきびしいのじゃありますか。

あの時点ではやはりこれは抹殺されたわけです。大衆の目から姿を消したわけです。ところが、そもそもそれは絵を好きといふほど好きじゃないけれども、ちょっとひまがあればデパートの無料展覧会を見る程度ですが、このごろ見ておりますと、容易ならない絵がたくさんあるわけです。昔の私たちの古い思想から見れば、だから、結局私の言いたいのは、刑法に基づく警察活動であろうと、最近はまあレジャーというものが生活の前面に大きく顔を出しておるわけですから、そういう角度からものを見る場合に、非常に多角的な柔軟な、しかも適正な判断をするということになりますと、その中につらを突っ込んでしまうとなかなかむづかしくなりますから、今後の警察運営、統括の面に、後藤田長官も来ましたけれども、その場合にこそ公安委員会等の幅広い良識と判断がある程度持たせるのが運営上きわめて妥当じゃないか。だから私は、公安委員会の権能なり職務をより一そく重視をしていきたい。例会は例会であつたじやないか。年度初めにこういう大綱をきめたから、あとおれらやるんだというような、とかくそういうふうになります。こういう機構というものは、そういうことについていまこそ公安委員会の必要性と申しますか、任務、権限を再検討して、原点に立ち返って、いくべきじゃないかということを念願するあまり、二つの例をあげながら実情をお伺いしたわけで、この問題についての私の見解を述べる場ではございませんので、これで終わります。

察厅等が、後藤田さんのような人格者は別として、機構そのものは非常に中央集権化の方向に進んでおると、これは仮説ですから腹を立てないでくださいよ。その中央集権化の方向に進んでおる。しかもそれを動かしておるイデオロギーは——イデオロギーはすべて悪いのじやないのでから、いいことも悪いこともあるけれども、国家主義的イデオロギーの方向に逆行しつつあるのじやないか。しかも、とみに最近加速度化されておるのじやないかという仮説ですね。この仮説を一応ぼくは立てますから、それをお三人の方々から否定なり肯定なり——肯定したらたいへんですから否定されると思いますが、その場合にまず主要点として第一点、第二点、二つあるのですが、全国の公安委員の職業、それから選任直前の政治歴、それはわかりやすく言えば政党歴ですね、政黨歴はなかったとは言えませんよ、必ずありますから。年齢等その他についてのことを明らかにしていただきて、これを見てどう思うかといふ——そのどう思うかということは私が思うのじやなくて、あなた方が先ほどの私の仮説に近づいておるということを否定できるような状況にあるかどうか、それを明らかにしてほしい。

でありますけれども、まだ私の手元に出ておりませんし、たいへんにやつかないな資料かもしませんけれども、官房長などなたからお御答弁をひとついただきたいと思います。

員の方々の職業でございますが、全部で百五十一名だけをとりえずこれは調査したものでございまが、会社の社長をやつておられる方が七十二名、それから役員の方が十三名、大学教授一名、看護士さんのが九名、それから医師が十九名、農業をやっておられる方が九名、無職が六名、その他七名というふうな状況でございます。

なお政治歴、政党歴と申しますか、公安委員の

選任前の政党歴、これは指定府県のみについて調べ
査をいたしましたのでございますが、東京都では
政党歴がある方はおられません。神奈川県で一
人、横浜の市議会議員をやつておられた方がござ
います。これは政党関係はなかったようですが
ます。

それから愛知、京都ではございませんで、大阪
で就任前に自民党的市議会議員をやつておられ
て、議長をやっておられた方が一人おられます。
それからそのほかでは北九州もおられません。
福岡も北海道も、これは現在の公安委員の三名の
方にもおられないわけでございます。したがいま
して、結局政党歴のあった方というのは、政治歴
のあった方が二名現在おられるというのが指定府
県の実情でございます。

それから年齢別の構成でございますが、四十歳代の方が四名、五十歳代の方が二十四名、六十歳代の方が八十名、七十歳代の方が四十八名、八十一歳代の方が七名おられます。大体年齢別構成は以上のようにございます。

それから報酬でございますが、報酬はそれをされる県の特別職の給与に関する条例によって定められておるわけでございますが、東京都の例で申し上げますと、委員長が月額十三万円、委員

が十万円でござります。大阪が月額、委員長九万五千円、委員が八万五千円。大体ほかの県でもその程度、あるいはそれを若干下回つておるような状況でございます。

間の御趣旨にありましたような、警察の機構が中央集権化しておるというようなことは私どもでは考えておりませんし、また、そういうふうなことにならないよう日にごろの運営につきましても十分注意いたしておりますと、こういうふうに注意いたしておりますところでございます。簡単でござりますが。

ことをあなた方に要望することはやぼですかれども、これは法第三十九条なんかできめておるわけですから、それに従つて各県知事が選任し、いま政令市長が議会に相談してきめるわけですから、その自主性までおかそとは思いませんが、こうした中で適正な警察行政、第二条第二項に基づく不偏不党な判断と決定が行なわれておるという判断をしておること自体が、私は仮説を裏づける結果になると思う、というふうに思われるのですよ。思われるのが危惧であればなおけつこうですから、その危惧を補うようなやはり公安委員長等の指導行政が必要になつてくるんじやないか。しかし、どう見たってこれはやはり疑いますよ。私もまあ労働運動をしてきたもんだから、そこは会社の社長は、私は時と場合によつては、ある場合には敵呼ばわりをするくらいですかね。あまりかんばしくないんですよ、こういふのはね。そういう点が一つあるでしょ。

それから官房長、年齢ですよ。これでかなり良識ある年齢ですかね。ぼくも年がいきましたので、これはあまり言いたくありませんが、これが誇り得る年齢とは思いませんんですよ。先ほどのようない複雑な警察行政のあり方といふものを判断する場合に、その年齢がたいへん問題ですよ。どうしてもこういふところから私想定できるのは、失礼だけれども隠居仕事になつているんじゃないですか。私、町内会長をしているんですよ。私の年で町内会長をしているのは、これは若いほうですね。いまここに七十歳以上が四十八人という統計が出ているんですが、私も五年間かわらぬですか。なぜかというと、聞いてみると、「せめてこんなことでもしておらぬとさみしくて」という、これが心境ですよ。政界は定年退職はありませんけれども、ここらあたりでちょっと胸を張つて、おれは満足するというような、何かそうした年齢構成じゃありませんか。どういうお考えですか、これら辺のところを。まず社長の多いこと。それから年齢が六十歳以上八十人、七十歳以上四十八人、こういうところにポイントを合わせて、後藤

田さん一へんやつてみてくださいよ。あなたの良識のあるところを。

○政府委員(後藤田正晴君) 御案内のように、公安委員会の制度の大きな柱が政治的に警察の中立性を確保する、こういう趣旨にあるわけでござります。したがつて、府県での公安委員の選任の状況等を見ておりますと、非常にその点にむしろ神経過敏であるといったぐらいの配慮が加えられているように思います。そういうことも影響をいたしまして、とかく無難な人選におちいりがちである。無難という人選は、非常にいい面もございますけれども、同時にまた、御質問のように、ややもすれば退屈的な人事になりがちである。これもおおいがたい点であらうと思います。そこで、とかく一たん任命をせられた方が再任をする。これは一番楽でございます。そういうことで任命等も次第に老朽化する。いま少しく私はやはり各県の公安委員の皆さん方について、私から言うのはまことに失礼ですけれども、やはり年齢等も相當にバラエティーを持つた構成が適当ではなかろうか、かように考えております。会社社長の経歴の者が多い、こういうことでございますが、これらの方の人選にあたつても知事としてはよほど配慮をせられて、この人ならば無難な人である、公安委員という特殊な地位にふさわしい人であろう、こういう観点から選んでおるものだと思います。したがつて、御質問のように必ずしも政治的な意味での保守政党に属す保守政党的考え方を持つておる人に偏するといったような私は考え方でなくて、やはり無難な、公安委員といふ仕事にふさわしい人を選ぼうというようなことから、県内の材を見回してどうしてもこういうところに数が多くなる、こういう傾向であろうと思ひます。しかし私は、やはりこういう点についても年齢の点と同じようだに、いろんな職種の人があるとがペターであろう、こう考えます。

実は、昭和二十二年に警察制度が改正になりますが、長官一へんやつてみてくださいよ。

六

そうすれば、これだけの懸隔があればあまり問題にならない。ところが、北九州市のときには論議しましたとおり、ある意味では、上からの合併が進められたというような関係から前提にあつた五都市を考えた、それらのものがくずれる、そういう原因につながってきておりませんか。

○政府委員(小山省二君) 御指摘のように、この指定市を設けましたその制度のいきさつは、先ほど課長から御答弁申し上げましたように、五大市を基盤としてこういう制度が発足をいたしたわけあります。北九州市が指定をされなかつたならば今回の三市も同様に指定されないのでなかろうかというような御指摘でございますが、私どもは、この五大市の指定に引き続いて、同様な資格条件を備えてきた場合には、当然それらの五大市に準じて指定をしなければならぬという考え方を持っておりまして、したがつて、それに一番最初に適合してきたのが北九州市である。したがいまして、今回も同様な条件を具備してきたから三市を指定したということです。必ずしも北九州市に準じたという強い理由も私はどうもない。

言つなければ、五大市に大体近い、そういう市街化がいま指定期間を並びに北九州市に起つてきました。こういう関係から相次いで指定をしたといふような事情でございます。

○和田静夫君 問題は、北九州市の答弁の後段の部分ではなくて前段の部分なんですが、私は指定都市に指定されるかどうかという問題は、今日の都市問題に対処するというそういう観点から考えてみますと、これはそれほど根本的な問題ではあるとは考えていないわけです。根本的な問題ではないと思う。都市制度全般が論議されている中で、北九州市を政令市に指定したということですが、根本的問題の回避の方向を生み出した一つのそういう要素になつていると、まあわれわれ考へてゐるわけです。しかも北九州市というのは、御存じのとおりかなり強引な合併によって生まれたわけですね。で、自治省が政令指定都市にすることを、悪いことばで言つて、えさにしてあの合併といふも

のが私たちの反対があつたにもかかわらず進んで。で、いまきれいな議論をされてゐるけれども、いまの問題を惹起せしめる契機となつた北九州市の指定の裏には、合併のためのぎわめて政治的な要因がからんでいた。そういうふうに実は思ひます。これはいかがですか。

○政府委員(小山省二君) 御承知のとおり、政令市は、まあ一応人口を基準に五十万以上ということがなつております。したがつて、政令市の資格条件というものが必ずしも法的に明確でございませんから、あるいは北九州市の政令市指定のときにも、そういう指導方針のもとに合併が行なわれたのではないかというような御疑惑があると思います。

が、私どもはできるだけ住民負担の軽減その他のから自治体の合併というものに対する積極的な態度で臨んでおります。したがつて、北九州市のこの合併問題が私はそういう意味において行なわれたことはございましても、それによつて政令指定都市を条件で合併を懇意に促進をさせるといふような指導はいたさなかつたように承知いたしております。

○和田静夫君 まあ小山政務次官の承知のしかたは、私ども所管課ではございませんので、関係課とも相談しなければいけないと思いますけれども、おっしゃるような、たとえば合併によりまして、さらにその後の運営状況に応じて、はたして都市の経営がどう変わつたかという運営の実態の中身の問題ということになりますと、すぐによつて、さあ、この振興課におきましても、御質問の程度まで担当の振興課におきましても、御質問のような形で資料をまとめているとは思ひませんし、かりに何らかの資料がどこまで出せるか少し研究してみないと、直ちにお答えすることはなかなか時間がかかるかと思います。

○和田静夫君 いや、それは時間がかかることはあります。したがつて、その後におけるところの混乱もかなり続いたことも間違ひなくあつたんですね。そこでこれはまあ事務的になりましようが、北九州市の合併によって、遠藤さん、どの程度都市の一體化が促進をされましたか、住民の福祉が向上しましたか。これはどなたが御答弁になられるか知らぬが、行政の推移等に即して、まず北九州の場合に、説明しますが御答弁を申しあげます。

○説明員(遠藤文夫君) 北九州市自体の合併問題につきまして御説明申し上げる材料は持つております。材料は現在手元に持つておりません。

○和田静夫君 これはすぐ、私の質問の趣旨に基づいて、何をきょうに限つたことではありません

から、どうせ、法律案を別としても、都市問題と

いたしましたが、徐々に行政が進むにつれ、住民感情も一

いうのはずっとこれからこの委員会として慎重に取り扱わなければならない問題ですから、一べん

資料として出していくだけですか。北九州市のあ

いう合併に基づいて政令都市になつた。で、それが都市の一体化を、一体なつたことによつて、どういう形で促進をしたのか、あるいは住民の福祉があの中からどういう形で具体的には向上したのか。行政の推移との関係で、そういう説明を一べんされる必要があるんじゃないだろうか。む

じやないかという感じがすることもあって一べんお聞きしたかったわけです。これはよろしいです

ね。出ますよね。

○説明員(遠藤文夫君) 合併関係は、合併問題自体は私は私ども所管課ではございませんので、関係課とも相談しなければいけないと思いますけれども、おっしゃるような、たとえば合併によりまして、さあ、この振興課におきましても、御質問

ボルとして生まれるそまでございますが、私も招

かれておりますので、ゼひとも直接現地におきま

して、行きますことができましたならば、それ

の点についても御質問をお聞きしていただきたい、このよ

うに考えておつたような次第でございます。

○和田静夫君 なるべく早い機会にまとめさせて、行きますことができましたならば、それ

ますが、既存の市と比べて遜色のない程度のものをお慎重に指定するという姿で臨んでおります。したがいまして、現在でも五十万をこえて、人口の点では五十万をこえている市が仙台とか、あるいは尼崎とか堺とか数市ございますけれども、今回指定しました三市はまあこれら既定の市、その後指定された北九州市と比べて遜色ないという意味で指定させていただいたような次第でございます。

なお、区の数並びに人口等につきましては事務担当

○説明員(遠藤文夫君) ちょっと既存の市の区の数は手元にありますので、ただいますぐ調べさせてお答え申し上げます。札幌、川崎、福岡市、行政区は、札幌市が七区、川崎五区、福岡五区、かようく承知しております。

○和田静夫君 人口は。

○説明員(蓮藤文夫君) 四十五年の国勢調査の結果でございますが、こまかく申し上げますか……、大阪市が一百九十八万四百八十七人、名古屋市が二百三万六千五十三人、京都市が百四十一万九千百六十五人、横浜市が二百二十三万八千二百六十四人、神戸市が百二十八万八千九百三十七人、北九州市百四万二千三百二十一人、札幌市が百一万多百二十三人、川崎市が九十七万三千四百八十六人、福岡市が八十五万三千二百七十人、間違いないと思います。

○和田静夫君 そうしますと、いま大臣の御答弁にもありました、が、地方自治法二百五十二条の十九のいわゆる人口五十万以上、これをこの辺で八十万以上に直す必要がないですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私も、今回の三市はまあ前大臣のときからほぼ決定いたしておりましたので、私の時代になってからこれをやつたものではございませんが、既定の事実として私あとを追うたものでござりますけれども、五十万という法律があるということを考えまして、直す必要があるんじやなかろうかと、そういうふうな感じもいたしました。しかしわれわれは指定都市——政令都市と呼んでおりますが、また別名百万都市と

いうようなことも言ってきたんだござります。私は直すんであつたなれば百万という文字なんですがれども、そうしますと、具体的にいま答弁いたしましたような川崎、それから福岡等がそれに達しないというような場合も起きるのじゃないかといふことを考え方ながら、そのまま見送つたような次第でございますが、八十万というのも、現実にはそんなですが、おそらく福岡、川崎等ももう数年たたずして百万をこえるような市になつてくるのじゃないかと思いますが、もし数字をいらうとしたなれば、いま御指摘になりました八十万にすべきか、それを百万にすべきかという点で、これ一つの議論があるのじゃないかと、こういふように考えますが、御趣旨のような点もござりますので、今後の検討課題として検討させていただきます。

○和田静夫君 大臣言われましたその辺は、やっぱり検討する必要がありますよね、あると思います。さつき大臣言われました堺、尼崎、仙台、広島、東大阪、こういうところが指定都市の仲間入りをしてくるという要因は全くいませんか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 現在のところ、尼崎市が六十万に達しない五十万台、千葉まで入れましたら、ちょっと五十五万切れておりますけれども、仙台、広島、尼崎、堺、千葉、その程度の市

でないかと、こう考えておりますけれども、いまのところ、近い将来にも指定都市となってくるといふような動きもございませんし、そのようなことも考えられない、かように考えます。

していいのかどうなんですか。すなわち、わが国では、大都市制度で、遠藤論文にいうところのフランス型ではなくてイギリス型の行政改革が指向される、こういうふうに見ていいんですか。この辺、大臣どうですか。

○國務大臣(渡海元三郎君) 私、そのイギリス型、フランス型、ちょっとどういう何で御発言になりましたか承知しかねておるのでござりますけれども、自治省が、少なくとも指定都市をできるだけ多くくるのだというふうな姿には持つていてないと思います。私、この大都市、政令都市の方々からの指定に対する、大都市の住民の方が、政令指定都市になられるということを望んでおられることはもちろんございますが、同時に、その大都市を含んでおりますところの都道府県、これもそういった制度に変わっていかれることに対しても、少なくとも賛成的立場を、祝福されようというふうな意味で賛成しておられるということがありますので、初めて指定都市として認めるという姿でございまして、この意味では、慎重に扱ってきましたようにその市の住民の意思と同時に、県民の意思も指定都市になることを祝福しておられ、望んでおられるというようなときに、初めて指定するという姿で臨んでおるのが今日の自治省としての指定の方針であろう、かように考えております。

○和田静夫君 ちょっと事務的な論議をしますが、あなたの「地方自治」ナンバー一八八の「指定都市の指定に当つて」ですが、「中でも最も基本的なかつ困難な問題は、大都市における地方制度の基本的構造について通常の地域と異なつた特別の制度を採用するかどうか、及び二重構造にするか一重構造にするかの問題であろう。わが国においては、東京のみが特別の都制といつて二重構造制を採用し、他の大都市については、府県及び市という通常の地域と同様の二重構造制を採用している。これに対して、イングランドにおいては、

なりましたか承知しかねておるのでございますけれども、自治省が、少なくとも指定都市をできるだけ多くくるのだというふうな姿には持つていてないと思います。私、この大都市、政令都市の方々からの指定に対する、大都市の住民の方が、政令指定都市になれるということを望んでおられることはもちろんでございますが、同時に、その大都市を含んでおりますところの都道府県、これもそういった制度に変わつていかれるごとに對して、少なくとも賛成的立場を、祝福されるというふうな意味で賛成しておられるといふことがあって初めて指定都市として認めるという姿でございまして、この意味では、慎重に扱つてまいりたという姿でございまして、人口要件だけじゃなく、少なくとも規模、風格、またいま申しましたようにその市の住民の意思と同時に、県民の意思も指定都市になることを祝福しておられ、望んでおられるというようなときには、初めて指定するという姿で臨んでおるのが今日の自治省としての指定の方針であろう、かように考えておりま

ロンドンは一九六五年の改革において大ロンドン及びロンドン区という特別の一重構造制を採用し、ロンドン以外のイングランドの都市についても、特別市（カランティ・バラ）という特別の一重構造制であるが、地方制度の全面的改革の一環として——ロンドンの改革を成功とみてか——大都市圏についても特別の一重構造制の採用を検討中であると聞き及んでいる。しかし、反面一九六七年のパリ大都市圏の改革においては、中心のパリ市に限り特別の一重構造制を採用している。私は東京、大阪のような巨大都市圏については、パリの改革のように中心の特別市及び周辺の県という構造も検討に値する一つの考え方であるとは思つてゐるとして筆者の考え方を述べたことがある。しかし、東京、大阪の巨大都市圏のような規模のないわゆる百万都市についていえば、特別市の制度は、どちらかといえば都市中心の考え方によにくく、一般の府県と異なる特別の制度を考えるとすれば、イングランドの地方制度の改革案のようだ。該大都市圏を周辺部を含めて一体として把えたいわば大都市圏制度とでもいべき考え方があり検討に値する気がしてならない。」このところで私は、先ほど言ったように、フランス型ではなくてイギリス型の行政改革が自治省の考え方として指向をされる、こういうふうに割り切つてよいのかどうかですがね。

だきたいんでござりますけれども、自治省といったしましては、先ほど御指摘がありました指定都市制度といふものは、やはり現在の府県制度のもとにおける制度ということになつておるわけでござります。したがいまして、その意味におきましては現在の制度は二重構造になつておるわけでござります。一昨年でござりますかの地方制度調査会の答申におきまして、大阪、東京というよな問題につきまして、御答申をいただいておりますけれども、その中にも述べられておりますように、おそらくそのよな特別市とそれから大都市制度につきまして、一重構造にするか二重構造にするかといふのは、先生御存じのように、やはり府県制度にからむ地方制度の基本的問題といふことに波及するんだだうと思います。そういう問題は、私どももいたしましては今後の研究課題でございまして、現在の指定都市制度のもとにおきましてはやはり二重構造といふもとに運用される、これは当然のことかと思います。

万、しかもその三万がすでに切れておる市が相当出ておる。その下に町村があるという姿でござりますが、三万から二百万に至る市というものを一括して、同じような市として、ただわずかに政令都市だけが権能、機能が変わつておるという姿でございますが、その政令都市を除く部分、三万から五十万をこえるような都市の間を同一に見ていいんだらうかどうだろかというふうなことも、今後検討課題でなからうかというふうなことをむしろ考えておるような次第でございまして、その意味におきまして、私は府県といふものの下にある、二重構造の中における政令都市としてとらえ、しかも百万近い政令都市だけが、いま私が申しましたものにこたえ得る権能が与えられておるんだ、しかしほかのものはまだ未解決のままでござっている、その未解決の部分は今後検討課題として解決していかねばならぬ、そういうふうに考えておるような次第でございます。これは私見でございますけれども、御質問に関連しまして私見を申し述べさせていただきました。

解決ではないか。現在、公害問題とかあるいは環境保全とかいうことばがやかましいわれておりますが、要は、人口の密集した居住の場としての都市、その機能を持たすためには、どれだけの地域に連帯性を持ち、住民意識というものを植え付けて、ながら、住みよい環境の場を与える都市、その機能を發揮するためにはいかなる形態、いかなる組織を持っていくべきであるかという一つのビジョンを掲げて行政に当たり、指導をし、その一つのビジョンに向かつて整備することを私たちの目標にせなければならない。かように考え、進まなければならぬ。このようなばく然たる希望は持っておりますが、いま申しましたように、まだそれの行き方につきまして、あり方につきまして、具体的なる施策を掲げておらないというのが現在の状態でございます。これらの点等につきましては、私は今後都市問題として十分検討していただきなければならないんじやないか、かように考えております。

地方制度調査会に逃げるという問題ございまして、ですが、私はこれらは問題、地方制度調査会が任期一年のために現在何と申しますか、当面の問題にばかり終始しておるという姿で、まあ悪く言えば、その場しのぎになりかねないという姿でござりますので、私は任期を二年にしていただくことによりまして、従来調査会がやつておりますように、一方で長期的な展望に立っての施策を検討願いながら、片一方において、当面の問題を長期展望の一環として研究していただきというふうな姿に改めてこの問題の具体化をはかつてまいりたいと、こう考えておるような次第でござります。

○委員長(玉置猛夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。

○和田静夫君 そうしますと、昭和四十五年十一月二十日、いまお話をございました、あそこのときに出された地方制度調査会の大都市制度に関するいわゆる答申ですね、この内容を遠藤さんですか、ちょっと……。

○説明員(遠藤文夫君) これは四十五年の答申、これは内容から言いますと、「大都市制度の現状および問題点」と、それから「改革の基本的方向」と、それから第三としまして「大都市制度当面の改革」、三つに分かれております。「現状および問題点」は省略いたしまして、「基本的方向」といたしましては、大都市制度といふものにつきまして「計画機能の問題」と「実施機能の問題」とに分けて問題点を指摘した後に、東京及び大阪の大都市圏における地方制度の基本的構造は二重構造、大都市圏全体を対象として計画機能及び広域にわたる実施機能を担当する広域行政組織を整備すると同時に、狭域の地方団体を充実強化するという基本的方向でいいのではないかという考え方を述べ、しかしながら、その具体的な面についてはなほ検討を、議論が分かれておるのでより研究を重ねた後に決定をいたすべきであるとしまして、そ

れに基づきます大都市制度のそのような考え方の方もとに、当面の改革といたしまして、東京都につきましては、さしあたり改革案といたしまして「國からの権限の移譲」、それから「広域行政への対応」の方式といたしましての区域事務あるいは周辺職員あるいは周辺市町村の問題、さらに国の措置といふものについて述べまして、さらに大阪につきましては、やはり「広域行政への対応」としまして連合組織の活用を述べ、さらに大阪市の周辺の市町村あるいは事務再配分の問題について合理化をはかり、さらに財政措置の充実をはかるというような措置によりまして当面の問題に対処するのが適当である。かのような中身が全体の簡単な内容になつておるかと思つております。

○和田静夫君 その答申が出てくるまでにどういふような論議経過があつて、そしてその論議経過を経ながらどういふような帰結がこの答申を生み出されたのか御説明できます。

○説明員(遠藤文夫君) この点につきましては、論議経過と申しましても、非常に、だいぶ長期間にわたりまして御論議がありましたので、私ここで簡単に要約するだけの、要領よくその論議経過を申し上げることができますかどうかでございますけれども、できますれば、どのような点か、具体的にどういう点についてというような点で御指摘でもいただければ、むしろそれに関しましてどういふ論議があつたかということを申し上げやすいかと思います。

○和田静夫君 それでは、それに入る前に、第十四次地方制度調査会のことで、いま言われたとおり、具体的に少し聞いてみます。

第十四次地方制度調査会の資料によりますと、四次地方制度調査会のことで、いま言われたとおり、委員の意見の要約」というのがありますね。で、これで大臣にお聞きをしますが、私がここに持つているのは、四十五年二月二十三日の都道府県会館別館二階大会議室における第三回総会、そ

の各委員の要約ですが、こうした地方制度調査会における個々の論議についての実は自治省の考え方、大臣の考え方をお聞きをしたい。私は、要約をいたしますと、まずこの「一般的事項について」という項目がありまして、そして人口の都市集中を是認することなく、これを阻止する方針を確立すべきである、それから「都市化の中について三つの考え方がありますと、まずこの「一般的事項について」という項目がありまして、そして人口の都市集中を是認することなく、これを阻止する方針を確立すべきである」と、それから「都市化現象の一般的な流れの中で、大都市集中は阻止し、新産業都市など地方拠点都市への人口流入を図るべきである」、それから「政府は、農村生活を都市化して人口の都市集中を避け足止め策を講すべきである」、こういう集中阻止という考え方ですね。これが一つ。ア、イ、ウに分かれていますが、まとめてみれば「とにかくめられる。集中阻止」という考え方だと思います。それからエに、「市民生活を高度化していくことは、結局都市化の方向に進むざるを得ない」ということであるから、都市への全国的な人口移動が行なわれるのはあたりまえだ。都市化がもとと進まなければ、ア・ナッキングの態度ではなく、大都市集中を抑制し分散を誘導する一方、過密都市を住み良い都市とするという「一本建ての方策をとるべきである」、これは集中阻止と集中是認との中間派ともいわれる意見です。こういうことにいまなつているんですが、自治大臣としてはどの考え方をおどりになるんですか。

○説明員(遠藤文夫君) 御質問の点につきましては、実は地方制度調査会におきましても、地方制度調査会のいま三つの類型をあげられましたけれども、軽く読んだ記憶もあるんですけど、いまあげられた中で、具体的な内容そのものを端的に三つに分けてお答えするということはちょっと回答に苦しむのがございますけれども、内容そのものがわかりませんのであれですが、しいてお答えするとすれば、最後の中間型と申しますが、私たちは過密都市といわれるところも、市民生活についてほんとうに私たちの目ざす理想的な環境のものがわかれればならぬ。同時に、地方の農村地域におきましても、それら都市と比べまして、人口その他の態様は異なりましても、生活面におきまして、何と申しますか、いわゆる文化生

中におきまして、まとめていたしまして、「はしがき」の最後におきまして、「当調査会が從来から繰り返し指摘しているように、政府および地方公共団体においては、大都市地域に対する人口、産業の集中を極力抑制し、積極的に人口、産業の地方分散を図るために総合的な施策を一層強力に推進するよう重ねて強調するものである。」として、調査会といたしましては、このような考え方のもとにこの答申がなされている、かようにも私は承知しております。

○和田静夫君 ここでは残念ながらお役人の意見を聞きたくないんです。自治大臣は先ほども、私見であるがと前提されながらも一定の見解を述べられました。今までの意見のやりとりの中ではなかなかことですか、私はそういう意味では渡渉されました。いままでの答弁では地方制度調査会が主体で、いままでの答弁では地方制度調査会が主体でもらいますということでのがれられておりまして、委員会が主体なのか地方制度調査会が主体なのかさっぱりわからぬ。そして自治省の考え方にはいつまでたつても出ない。気がついたらわれわれ抜きにしてぱっときまっている。こういうことが多いのですから、したがつて、いま言った三つの中で自治大臣としてはどれをおどりになりますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私、四十五年度の地方制度調査会のいま三つの類型をあげられましたけれども、軽く読んだ記憶もあるんですけど、いまあげられた中で、具体的な内容そのものを端的に三つに分けてお答えするということはちょっと回答に苦しむのがございますけれども、内容そのものがわかれればならぬ。同時に、地方の農村地域におきましても、それら都市と比べまして、人口その他の態様は異なりましても、生活面におきまして、何と申しますか、いわゆる文化生

中におきまして、まとめていたしまして、「はしがき」の最後におきまして、「当調査会が從来から繰り返し指摘しているように、政府および地方公共団体においては、大都市地域に対する人口、産業の集中を極力抑制し、積極的に人口、産業の地方分散を図るために総合的な施策を一層強力に推進するよう重ねて強調するものである。」として、調査会といたしましては、このような考え方の、何といいますか適度な地方分散をねらつて、中間型というのがわれわれの考えておられる方向ではなかろうかと思いながら、いま和田さんの質問をお聞きしておったような次第でござります。

○和田静夫君 遠藤さんのはうから具体的に問題提起を、とありましたから具体的に問題の提起をして、次に、「地域開発および行政水準について」という項があるんです。そこでは「国土の総合開発計画は、国土の均衡ある発展、地域格差の是正をめざしたものでなければならない。新全國総合開発計画に示された大規模プロジェクトの構想も、総合的な地域開発を並行させなければかえって地域格差を広げるものである」こうなつて言えど、中間型というのがわかれの考えておられる方向ではなかろうかと思いながら、いま和田さんの質問をお聞きしておったような次第でござります。

○和田静夫君 遠藤さんのはうから具体的に問題提起を、とありましたから具体的に問題の提起をして、次に、「地域開発および行政水準について」という項があるんです。そこでは「国土の総合開発計画は、国土の均衡ある発展、地域格差の是正をめざしたものでなければならない。新全國総合開発計画に示された大規模プロジェクトの構想も、総合的な地域開発を並行させなければかえって地域格差を広げるものである」こうなつて言えど、中間型というのがわかれの考えておられる方向ではなかろうかと思いながら、いま和田さんの質問をお聞きしておったような次第でござります。

○和田静夫君 そこで、私は、まず最初に、この問題を解決できるような環境をつくり上げていかなればならない。こういう姿で現在都市問題、過疎問題と取り組んでおる、またそうした取り組みをしなければならない。その中におのずから人口の大型のものでない、北海道そのものを開発するためのプロジェクトでなければならぬ。こう考えますと同時に、それが即日本全体の総合的な開発に通ずるものであるという意味での大型プロジェクトの開発、それを中心としてその地域全体に通じ、またそれが日本全体に及んでくるというふうなあり方の開発というものが新全総のねらいでなからうか。かようにもいま考え、私たちもそのような

方向で大型プロジェクトの開発というものと取り組んでいきたいと、こう考えておるような次第でございます。

した長期ビジョンの中身もそれに即して合理化を
するよう試みてまいりたいと、かように思つて
おります。

て、集団警備力の増強のために三千五百人が増員されたわけでございます。以上がその大体の経緯でござります。

な恣意であつてはならないと、こういうふうに思うので、あの事態を思い浮かべて実はお聞きをしたのですが、いま言われました――警察廳長官によつたのです

○和田静夫君 そこで、「地域開発および行政水準について」のイの項ですが、「社会経済情勢の

○委員長(玉置雅夫君) めぐらと慶應とのことで、
〔講記廿二〕

○和田静夫君 その数の積算根拠ですね。
○政府委員(土金賢三君) 警察官の増員にあたり

お聞きをしますが、数字がはじき出されるいわゆるメカニズム、それをちょっと詳細に説明してい

変化に対応して、行政需要も多くなつてきていているので、これに即応する行政水準の計量化を検討す

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起^レして。
本案に対する本日の審査はこの程度にとどめま

ましては、ただいま申し上げましたような最近の
刑事、警備、外勤、交通それぞれの警察の対象事

○政府委員(後藤田正晴君) ただいま官房長からただけませんか。

べきである」、ウ、「社会資本の整備について、あるべき行政水準を設定し、現在の財政支出の姿で何年位かかるかという資料ができるないか」、こういう意見があるのです。行政水準の計量化ということがいわれるのですが、これはどこまで一体可能なのでしょうか。

○委員長(玉置猛夫君) 警察法の一部を改正する法律案を議題とし、午前中に引き続いて質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

案が逐年増加しておるということに対応してそのつどお願いしてきておるわけでございます。たとえば犯罪の発生状況等におきましても、特に交通事故犯の増加というものが著しくあえてきております。こういう状況に対応しまして、これに対応するそれぞれ必要な警察官を増員してきております、まことに効率よく手につきましては、ここにま

抽象的な考え方でお答えをいたしたわけでござりますが、その中身は、数字に関することですとか、その数字のはじき出しの根拠というものは、そのつど私どもとしては十分検討をして、そして自治省なりあるいは大蔵省等のきびしい査定に耐え得るものでなければならぬわけでござります。そこで、一例と申しまして、ここに示すと

〔政府委員（森岡勘右）〕だいへんむすかしい問題だと思いますが、先ほど大臣がお答え申し上げましたが、私どもが試みましたのは、各公共施設ご

○政府委員(土金賀三郎)お答え申し上げます。
いるわけですか。ここ数年における年次別増加状況をちょっと教えていただけませんか。

えれば犯罪の発生状況等におきましても、特に交通事故犯の増加というものが著しくふえてきております。こういう状況に対応しまして、これに対応するそれぞれ必要な警察官を増員してきておりますし、また外勤警察官等につきましては、たとえば人口の都市集中化によりまして、いわゆる団地が急増していくと、この団地が急増してきたといふとお願いをしてきておるわけでございます。たとえが逐年増加しておるということに対応してそのつどお願いをしてきておるわけでございます。

抽象的な考え方でお答えをいたしたわけでござりますが、その中身は、数字に関することですかね。そちら、その数字のはじき出しの根拠というものは、そのつど私どもとしては十分検討をして、そして自治省なりあるいは大蔵省等のきびしい査定に耐え得るものでなければならぬわけでございます。そこで、一例を申しますといふと、たとえば自動車警察官と交通警察官を先ほどの説明でも一番をやしておりますが、たとえば自動車警察官について

とに、たとえば下水道でありますとか、あるいは道路でありますとか、現在必要と考えられる行政水準、たとえば道路でいいますと舗装率、あるいは社会福祉施設でありますと収容率というふうなものを算定いたしまして、それに達するに必要な投資量、建設投資量といふものをしてみる。その辺のところの作業をいわゆる長期ビジョンというものの中やつてみたわけでございます。その場合に、やり方といたしまして、いま申し上げました必要な投資量というものを一応の目標水準を設定してやるというやり方と、それから現在におきます公共部門の資源配分を前提といたしまして、それでもって通常の経済成長率、あるいは公共部門への資源配分の状況を考えながら、どの程度の投資が可能であるか、いわば投資可能量と投資必要量の両面から算定していく、こういうようなことがいま御指摘の行政水準の計量化という提案に対する一つの答えではなかろうかといふように考えておりまます。なお、新経済社会発展計画もおそらく改定するという運びになってまいりますので、私もどもといったましても、四十五年に検討いたしま

警察官の定員はその基準が警察法で規定されておりますが、その基準の改正、つまり増員の年次別の経過について御報告しますと、昭和三十三年度には十二万一千九百三十人でございましたが、昭和三十四年以降、社会情勢の変化に対処いたしまして逐次増員されておりまして、現在では、つまり昭和四十五年度になつておりますが、十七万五千三百五十人ということになりましたして現在に至つております。その間の年次別について御説明申し上げますと、昭和三十四年度から昭和三十六年までの二カ年間に一万人の増員が行なわれたわけでございます。これは交通警察官、刑事警察官、少年係警察官、警備警察官、外勤警察官、それぞれ増員されております。それからさらに昭和三十八年度から一カ年間におきまして、交通警察官の一万五百人の緊急増員が行なわれました。さらに昭和四十年度には刑事警察官五千人の増員が行なわれ、さらに昭和四十一年度には、第一線における外勤警察官の整備を目的といたしまして三カ年間に一万八千人の増員、つまり外勤警察官の増員が行なわれたわけでございます。さらにこのほか昭和四十四年度には、一部の過激学生等による集団不法行為の続発の状況にかんがみまし

ふうな場合にそこにやはり警察官を置かないわけにはいかない。といって、過疎地の警察官をそこに転用するというわけにはいかない事情があるわけでもござります。そういった観点から、どうしても新しく増員をお願いしなければならないというふうな状況がございますし、あるいはまた警備事犯におきましても、最近のあいだ過激派集団による対処するためには、警察の集団警備力というものを増強していかなければならぬ。あるいはまた人口の都市集中化によりまして、警察も、市民サービスと申しますか、第一線の警察官が一般市民の日常生活の安全を確保するということがより一歩大変になってくるわけでござまして、そういうたつ日常生活の平安を維持するためのサービス活動と申しますか、そういう点もゆるがせにすることができない。いろいろいうふうな事情を勘案いたしまして、そのつどお願いしてきておるわけでござります。

○和田幹夫君 実は、こういうことを聞いたのは、前に警視庁がはじき出された増員計画に対して、東京都知事が、そんなにたくさんの数は要らない、こういうふうに言つたことがあるわけです。ね。警察署のはじき出される数がいわゆる官僚的

見ますというと、全国で警察署の数が幾つある、派出所が幾つある、駐在所が幾つあると、で、それぞれの勤務の態様が、三部制の勤務になつておるところと二部制勤務になつておるところがある。三部制勤務の場合には勤務時間が何時間、二部制の場合には勤務時間が何時間、拘束時間が七十何時間と、いろいろそれぞれのきまりがござります。ところで、今日の役人の勤務時間から見てこれは非常に長時間にわたっております。そこで、この二部制を三部制に切りかえるという場合には最小限どれだけの数が必要るか。端的にいえば、一人制勤務の交番で三部制といえども、どんなことをしても三人は必要わけですけれども、二部制であれば二人でやつておる、これは一番簡単な例ですけれども。そういったことで勤務条件を緩和して、合理的な勤務環境をつくり上げるのに時間勤務をどの程度にすればいいのか、それには人がどれだけ要る。それからまた夜間の勤務時間が何時間になる、昼間が何時間になる。これでは規定の上では夜間勤務がかりに週二時間としまっておつても、これはとてもじやないができるな

見ますというと、全国で警察署の数が幾つある、派出所が幾つある、駐在所が幾つあると、で、それぞれの勤務の態様が、三部制の勤務になつておるところと二部制勤務になつておるところがある。三部制勤務の場合には勤務時間が何時間、二部制の場合には勤務時間が何時間、拘束時間が七十何時間と、いろいろそれぞれのきまりがござります。ところで、今日の役人の勤務時間から見てこれは非常に長時間にわたっております。そこで、この二部制を三部制に切りかえるという場合には最小限どれだけの数が必要るか。端的にいえば、一人制勤務の交番で三部制といえども、どんなことをしても三人は必要わけですけれども、二部制であれば二人でやつておる、これは一番簡単な例ですけれども。そういったことで勤務条件を緩和して、合理的な勤務環境をつくり上げるのに時間勤務をどの程度にすればいいのか、それには人がどれだけ要る。それからまた夜間の勤務時間が何時間になる、昼間が何時間になる。これでは規定の上では夜間勤務がかりに週二時間としまっておつても、これはとてもじやないができるな

なかの警察等では人が足りないということ、しょっちゅう外勤を留置場看守へ引き上げ勤務させるというためには、一体どの程度の刑事警察官をすべて休みがとられる。これをすべてとて復すやすことによって外勤の負担を軽くすることができるか。先ほど言いましたように、刑事警察官の夜間勤務があやされておりますが、そういったようなことで勤務態様を合理化するにはどれだけ要る。さらにまた勤務の中身が、都市の場合であるならば、一週間の勤務時間が五十二時間程度だったと思いますが、現在、多少短くなっていますが、そのうち地理案内の時間が何時間、あるいは警ら時間が何時間、あるいは見張勤務が何時間。こういうような勤務時間がそれぞれきまっておりますが、そのきまりと現実の勤務の態様がどうだっただと思いますが、これはきまりどおりやらせるというためにはどれだけ人が足りないかといつたような詳細な資料を積み上げまして、そして、たとえば、昭和四十一年度以来三年間で一万八千名の外勤を増員するという点については、それを基礎にしてはじき出して、そして要求したものでございます。

す

○和田静夫君　活動状況というのは、概括的に
いふたら……。

○政府委員(玉置三郎) 市警察部の活動状況でいざこいますが、やはり市警察部が設置されております趣旨と申しますのは、その指定都市の実情に

応じた警察運営をはかるということでおもしまして、そのために、たとえ兼務の場合でありまして

も、その市の警察部長は、当該指定市市長、市当局と緊密な密接な連絡をとりまして、そうして市の御要望に沿つたような外勤警察の運営とか交通警察の運営とかいうことをはかつておりまして、その点においては、市警察部はいままでも十分御要望に応じてきておる、こういうふうに申し上げて差しつかえない存じます。

すが、私がこれまで行管の意見に沿って管区警察局等の廃止をこの委員会で前の国家公安委員長に主張をいたしました。警察庁長官も同席であったと思ふのですが、大体前向きでの検討を約束をしていましたが、ただいたと私のほうは理解をしているわけです。そこで、この市の警察部で、いま大臣、私とのやりとりでおわかりのとおり、実際問題としては、実態は有名無実なんではなかろうか、これは行政簡素化の観点から廃止をされるほうがよいのではないか、支障は私はないと、ですが思うのですが、國家公安委員長として、いままのやりとりをお聞きになつておつて、やっぱり

○小谷守

等を未然に防ぐという体制をもつて踏ま警察の組織をすぐ縮小の方向で検討を考え方は持っておりません。

三

ら離れてやつておるような実態もござりますの
で、いまの時点では、私は市の警察部を廃止する
のがいいのぢやないかという考えは持つております
せん。やはり大都市の最近の犯罪事情等を考え合わ
せますと、大都市は大都市なりに大きな役割りが
ふえつつあるという実態でございますので、いま
の時点ではこれを廃止しようという考え方を持つて
おりません。

その際の一つの経過措置として、これが市警本部
というふうな非常に折衷的な、不徹底な形で残っ
たものだと、こう記憶をしておりますが、その後
十五、六年、十六、七年の経過の中で、いまおっ
しゃつたような形で大都市のいろいろなローカル
な警察事象に対応するため、民主的なものとして
これが運営されてきたというふうな事実は、国家
公安委員長の御答弁でありますけれども、私はな

いろいろ連絡とか、あるいは調整とかやっていく上に多少問題はあるかと思いますけれども、いまの時点で、人口がどんどん膨張していくております大都市のほうの要求としては、やはり続けてもらいたいという意向がやっぱり強いと、こう私たちでは感知しております。

○小谷守君 実情は、先ほど申し上げたように、まあ交通部長くらいを兼務させて、すみのほうに看

○和田静夫君 何もとつびにこゝで廃止するといふことは、もちろん国家公安委員長として言われるはずはありませんが、行管の長官としては、やっぱりこの辺は検討してみる価値があるのか、行管で何回か問題になつておる、それはそつちの立場に立つと、その辺はなるほどと思われるのじやないですかな、どうですか。やっぱり検討は一べんくらいこの機会にこれらの部分についてされておらぬよろしく。

いと申し上げても差しつかえない、と思うんです。むしろ、いまでは困つてしまつておる。各県の県警本部は困つてしまつて、まあまあ交通部長でもひとつ兼務さしておけという程度のあしらいで今日残つておるというのが実情だと思うんです。

そこで、これが何か縮小につながるのだというそういうなわ張り意識ではなくて、よく実情をごらんになって、将来どうするかということについてよろづちをこころうござりまする。

板らしきものをちょっとかけておけと、何々市警本部というものをすみのほうに看板を一つ置いておくという程度のものであって、内容は市警としての独自の活動も何もありません。私は、今日、大都市の中で、これをぜひ存続せいいなんという意向があることは察知しております。ただし、大都市のやはり特殊性というものを尊重しなきやならぬということはもう一つの点で救済できるのではないか。つづく

○國務大臣(中村寅太君) 私はいろいろの行政——各省庁の行政組織の簡素化ということには従来関心を持ってやつておりますが、最近のこの犯罪情勢等を考えますときに、警察組織のいまの実態が、私は何と全面的に考えましてもやはり十分でないといつ一つの考え方を持つておりますので、警察組織というものはもつと強化をして、そしして犯罪等を未然に防ぐという体制をもつと強化していくなければならぬと、こう考えておりませんので、いま警察の組織をすぐ縮小の方向で検討するという考え方は持つておりません。

ては十分お米えになる必要があるんじまかしさ
第一線の警察としても、実はもてあましておると
いうのが現状のように私は思うんであります
が、そうしてこれが、事は、昭和二十九年、三十年ご
ろの五大市の自治体警察存続運動に由来して今日
に残つておるわけであります、これがさらに最近
のよう政令市がまたばつばつふえてくるとい
うような状況で、そこにはまた、そういう一
かたまりを置かにやならぬというふうなとらわれ
になつて再生産されてきておるということはます
ますますいのぢやないか、こういう気持ちがする
わけであります。和田委員さんの御質問に関連し
て、少し私は中村公安委員長は実情について御存

○政府委員(後藤田正晴君) お説のように、この市警察部というのは、昭和二十九年の警察法改正の際に五大市側と五大府県側が非常な対立がございまして、その一つの妥協の産物として市警察部のほうで推進していくと、こういうふうな形で、大都市の警察に関するところの関与のパイプというものはその程度で足りるのではないか。いずれにいたしましても、今日の現状は、市警本部といつもは盲腸の程度のものであって、盲腸的な虫様突起以外の何ものでもない、こう申し上げざるを得ない。

先刻来、和田委員の御質問を拝聴しているわけですが、ございますが、私は政令都市所在地にありますわゆる市警本部なるもの、これはことばが適切でないかもわかりませんが、今日では形骸化しておる、こう申し上げても言い過ぎでないよう用ひたいのです。元来これは五大都市におきます自治警察を廃止をして県警察に統合します際、たしか二十九年から三十年ごろにかけてだと思いますが、その際に、特に五大市の自治警察を存置しなけれどならぬというたいへんな運動が起りました。

じの度合いが薄いのじゃないか、こういう感じがしますので、もう一回御答弁を。

を置くということになつたことは御指摘のとおりでございます。その後、私ども、これをどのように制度がある以上は有効に活用するかというところでいろいろやつておつたわけですが、先ほど来てお答えしておるような現状になつておることも事実でございます。ただし、市警察部、これやはり一がいに私は全部否定するわけにもいかぬのじゃないか。というのは、やはり市側としてはやはりその市、ことに大都市特有の警察、これは主として私は交通と外勤の問題だと思ひます。これ

の際に、こういう部があるということが、市側に理解と納得を得ることができる一つの安全弁になつておるということも、これまた今日までの経過を見て私は否定できない。さらによつた、いま一つは、かりにこういうものをなくしてしまつたといふ場合には、やはり私は府県本部の中に、今日の大都市の実情から見て方面本部というものをつくるを得なくなるであらう。だとするならば、もう少しこの市警察部の運営そのものを合理化するということによって十分役割りを果たし得る道があるのじやないかと、かようにも実は考えるわけでござります。しかし私は、実はこの法律の改正案を作成する過程で、市警察部は存置させるべきか、それとも廃止させるべきかということは、これは率直に言つて検討いたしました。しかし、やはりこれをいま廃止をしなければならぬとするだけの積極的な理由もまた乏しい。ことに北九州市との問題がござります。さらによつた市側のそこはかとないいろいろな御意見もござります。こういった点を考えまして、この際は現状のままでおこなうということで、市警察部というのを廃止するということには踏み切らなかつたと、いうことを率直にお答えをいたしたいと思つます。

さらによつた、これを廃止をして委員の数をどうこうしたらどうだと、これも一つの御意見でございますが、私はやはり公安委員の数といふものは、公安委員が受け持つていらっしゃる仕事の中身、管理の仕事ではありますけれども、警察という組織体を管理する、その組織体はやはり緊急の要請にも応じなければならぬ、即断即決をしなければならぬ、あるいはまた意思の決定は明確でなければならぬと、こういったいろいろな要素がござります。そういう警察体を管理をして、いらっしゃるということを考えました場合に、合議制と構成、複数の最小限の奇数構成が私はベターだと思つました。そういう意味合いで、この数も実は

二十九年の際には御案内のように三名の原案であったわけです。ところが、いろいろな法案審議の過程で、これも警視庁は五人にしなさい、それから五大府県については五人にして、そのうちの二人を市の推薦にしなさいと、こういうことになつて現状に至つておるわけです。

ところが、かりに、午前中の御質問にございましたように、特別市というものが県の中に二つできたといった場合に、現行法規を改正をしてやはり二人をそれぞれ確保させるのだという問題、これも検討いたしました。しかしながら、これをやりますとどうしても奇数構成にせんやならない。しかも警察は、やはり都道府県の警察であるという前提に立つた場合に、どうしても知事が任命する権限のイニシアチブをとって知事が任命できる数が、市がイニシアチブをとっても九人にならざるを得ないわけです。七人では知事のほうが三人になっちゃう。それはいかにも公安委員の先ほど言つた仕事の性格から見て必ずしも適当でないだろ。だから、やはり五人という数は確保したい、これが現行法規でございます。そういう意味合いで、これは先ほど午前中に官房長が答弁しましたように、二名が一名になると、なるほどそれは既得権の侵害のようでありますけれども、やはり市から一名の公安委員をそれぞれお出しになつていいと、いうことによつて市の御意思というものは県警察運営に十分反映できるのではないか。しかも、それは都道府県警察という性格は失わないといふような意味合いで現行法規どおりにしたのであって、特別に改正を検討しなかつたという問題ではございません。

以上でひとつ御了承願いたいと思います。

○上林繁次郎君 私はごく常識的に、また現実的に問題をとらえて、それでお尋ねをしてみたい、こう思います。

まず最初にお尋ねする点は、いわゆる公安委員

が五名と三名の県ができるわけですが、それは五名のところは政令都市をかかえている、こういうことなんです。そういういままでのお答えで、ある程度のことはわかりましたけれども、なおここで、なぜいわゆる三名と五名にしなければならないかという根拠、この点についてひとつ。○政府委員（土賀賢三君）お答え申し上げます。公安委員の数の問題でございますが、先ほど長官からもお答え申し上げましたとおり、公安委員会はその民主的な運営のために複数の合議体でなければならぬ、こういう大前提があるわけでござります。なお、この複数の合議体である場合に、さらにこれを警察の事務の特殊性から申し上げますと、迅速性と申しますか、公安委員会の意思決定が迅速、しかも緊急の事態に適応できるよう、あまりに人数が多いと、いざ意思決定をする場合に、たくさんの方に集まつてもらわなきゃならぬ、こういうふうな場合に、その迅速性に間に合わない、こういう場合がある。そういう点を考慮する必要がある。いま一つは、意思決定が明確でなければならない。つまり「一対一」というふうなことになりますと、どうにもきめようがない。こういうことではいけない。そうすると、どうしても奇数の人員であることが必要である。こういう点から考えますと、一番いいのは三名である、こういうことになるわけでござります。これは終戦後初めて新警察制度ができたときから、公安委員はしたがつて三名というのが原則であったわけでございます。それ以後の運営の実情を勘案して見ましても、この三名が一番いいと、いう実情があるわけでござります。その線に沿つて実は昭和二十九年の現在の警察法の改正のときも三名ということを、そういう案をつくったわけでござりますけれども、先ほどお話を出ましたような特別の事情で、二名というものが、これが指定市の特殊事情という観点から追加された、そして五名になつた。こういうことでございまして、本来ならば、そういうただいま申し上げましたような特殊性に合う合議体としては三名が理想

○上林繁次郎君 いまの答えからいいますと、たとえば民主的な運営をするという立場からいった場合には、私は多いほうが多いと思うのですね。民主的な運営というそういう立場に立つたときには、ぼくは多いほうがいいんじやないか、こう思っています。

それから迅速、かつまた意思の決定をする場合に、あまり多い場合にはちょっと困る。こういうう点からいえば、なるほど言われたとおり少ないほうがいい。こういう感じがするわけです。ですから、その辺のところ、実際に政令都市ができたから二名ふやすのだという考え方、先ほども申し上げたように民主的な運営、それから迅速、それから意思の決定、こういうものを含めて、それであえて政令都市ができるからといって二名そこからふやすなければならぬということはないのじやないかと思いますが、どうですか、その点、こういう意味も含めて。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。
やはり政令によって指定市ができるという場合には、その指定市でのできる趣旨というものは、その市の特殊性に応じたやはり警察制度の、警察の運営が必要である。こういうことがやはり現行の警察法の精神になつておると思うわけでござります。この点につきましては、先ほど長官から御答弁申し上げましたように一種の妥協であったかもしません。しかし、妥協であつても、一応それが制度として、法律としてそれが制定されたといふ趣旨は、そういう指定市の警察運営について、指定市の市民の意思を反映させることが法律の趣旨になつておるわけでござりますので、公安委員の数につきましては、やはり特定の今後できある市だけについてはそういうふやさないといふことは法の精神から見てどうかといふ問題ではないかと、こういうふうに考えます。

○上林繁次郎君 それでは、いまあなたがお答えになつたように、いわゆる政令指定都市ですね、

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at jdcawley@princeton.edu.

それはいわゆる市の特殊性がある、こういうことなんですね。そうしますと、私は、市だけの問題じやなくて県全体の立場に立ったそういう立場といふものがあると思うのです。

そこで申し上げてみたいのですけれども、埼玉県は三百九十三万七千人、これは四十六年三月二十一日現在ですね。それから千葉県が三百四十四万、静岡は三百十三万六千、広島が二百四十八万、新潟二百三十七万、こういったことです。京都の場合は二百二十七万四千、こういうことでですね。京都の場合には指定都市があります。政令指定都市がありますね。そのほかのいま申し上げた五つの県はないわけです。特に埼玉県は三百九十三万、千葉県は三百四十四万、こういうふうな状況になつておるわけですね。そうしますと、いつこの政令が効力を発するようになったのか知らぬけれども、その時分とは大きな差ができるでござると思うのですね、その時分と現在とでは。ですから、そういった点を踏まえて、こういう県の大ささというものを考えなければならぬ、これをやはりこの辺で考える必要があるのでないか、私はこう思うのですね。市だけの問題でなくして、市は五十万以上という一応そういうふうにきまつておりますけれども、県独自の立場、そういう立場にあつても、いわゆるもう四百万になろうといふような県、これはいわゆる政令都市がないから三人しかいないんだと。政令都市を含んでいっているところは、県として二百万人ちょっとでも五人の公安委員を置くのだ、こうしたこと。だから、公安委員といふものが重要なその地位を占めるというとなれば、そういう発展した県全体の立場といふものを考える必要があるんじやないかと、私はこう思うんです。この点はどうですか。

る。こういうことで、しかもそれが先ほど申し上げましたようなそういう事情もありまして、これで最小限の三名にとどめる、そういう考え方は人口によって左右するということでは本来ないわけですが、ござります。ただ、この指定市の場合は、当時の警察法改正時の大五市というものが、特別のそいつた自治体警察としての特別のそういう何と申しますか事情がございまして、それを尊重した立場で、これが新しい警察法の中に公安委員の数というものを特別に二名を追加させると、こういうことになつたわけでございまして、この公安委員会の委員の数を人口によって左右するということは、そういうたてまえは警察法にはないし、また、そういう人口によつて今後も公安委員の数を案分するというようなそういうふうな考え方は、これはやはり必要はないのではないかと、こういうふうに考えております。

○上林繁次郎君 それでは、特別の事情というのはどういう事情なんですか。

○政府委員(土金賢三君) 特別の事情と申しますと、やはりその指定市というものがそういう特別のまあ財政状態、あるいはその他いろいろの状況から地方自治法におきまして指定市といふものが設けられておると、そういう制度を背景にいたしまして、さらにこの指定市の中における歴史的な背景と、さらに現実的な問題といったましては、交通情勢あるいはそのほか勤務制度といふふうなものにつきまして、そういう指定市という特別の制度をとつておる当局の意思を反映すると申しますが、あるいは市民の意思を反映させるという、そういう事情に基づいてこういう制度がとられておるわけでござります。

○上林繁次郎君 どうもその辺が私はつきりしないんです。いわゆる特別の事情——いま具体的な問題として交通事情というような問題が出てきました。あと非常に抽象的ですね、はつきりしないのですがね。いわゆるそういうような特殊事情ならば、たとえば一つ例を千葉県にとりますと、千葉県は農村地帯から工業地帯へと大きく発展して

きているわけですね。そういうふうにまるつきり事情が変わってきてるわけです。もちろん交通問題もたいへんな問題だ。いわゆる公安委員が取り扱うような問題は非常に量があえてきておるということは言えるわけです。そういういわゆるものと考え方からするならば、いまあなたが言つた特別の事情というのは、こういうことなんだと思うのかな? と思う。こう私は思うわけですね。ですから、特別な事情というその辺がもつと明確にならないと、ちょっとこの辺のところが私詰められないと思うんです。

○政府委員(後藤田正晴君) 御意見まとことによくわかるわけでござりますが、経緯を申しますと、私どもは実は三名という考え方を持つておったわけですが、この指定市を含む指定府県の公安委員会五名にするというのは国会の意思によって修正をせられたものでございます。したがつて、私どもとしては、その国会の御意思を尊重して、その線に立つて実はお答えをざるを得ない、こういう事情でございます。一つはそういう事情がござります。いま一つは、やはり特別にそういう市という制度を地方自治法上の特別な公共団体として認めざるを得ないという、現在の地方制度上でござるというものがあります。このたてまえはですね、やはり同じような地方の自治体警察というものを考えた場合には、その立場もやはり特殊事情として私どもは尊重せざるを得ないのでないか。さらに申しますれば、埼玉と京都との比較もございましたけれども、なるほど県全体として見れば埼玉県のほうが人口が多くございます。しながら、警察事務の中身から見ますればですね、やはり大都市警察特有の事象というものは、こういう制度をとっているんだということを御理解願いたいと思います。

○上林繁次郎君 いま一番最初にお答えになつたた
あれば、國会においてきめられたと、だから
それはどうしようもないのだと、こういうお詫
だつた。それはしかし、國会を始めたからといつ
て、それが漸次時代の変遷によつて変わつてくる
ということは言えるわけで、いま申し上げたよろ
に時代が変わつてきておる。で、まるつきり農村
県であつたまちっぽけなところがいゝまは大都市、い
わゆる大きな県に発展してきておるのだ。そういう
中で、やはりそういう県を対象にして考へると
いう必要もあるんぢやないかということを申し上
げている。ですから、それは國会で議論されたなん
だからしようがないのだといふんでなくて、いわゆ
るその当事者である皆さん、そういうことを申し上
ついて、現在の状況から見て、これはこうある
べきだというものがあるんぢやないかと思う、私
はこう思う。だから、あなたが言う國会を始めた
からこうだという、そういう返事を私は待つていて
たんぢやない。あなたの立場からこうであるとい
う、それは確かにそういった面も今後は考へてい
かなければならぬ問題だろうと、こう思うという
ような、何かその話が返つてくるかと思つたけれ
ども、非常に何か國会できめたんだからもうしょ
うがないんだみたいな、一つも前進がないような
考へでは私は非常に遺憾だとこう思います。よく
わかりました、その点は。ですから、もう一度も
二度も三度も、やはりそういう実情というものを
考へる必要があるんぢやないかということを私
は提起をしておきます。

うですか。必ず一市から、政令都市から二名出する基準ですね、これに当たらないような人が合致しない場合ですね、合致するような人がいる場合、この場合はどうなりますか。何でもつぶつちやうとうなことです。まず、それじゃ基準から言ってください。選定基準。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。

委員を任命する場合のその委員の欠格事項みたいなものが警察法に規定してございます。これはたとえば準禁治産者でない者とか、あるいは禁錮以上の刑に処せられてない者、こういうふうなことだけございまして、それ以外の場合においては、その選任は、二人の委員の任命については、これは市議会の同意を得て市長が推薦する、知事のほうに推薦する、こういうことになつておりますして特別の制限はございません。ただ、公安委員の中立性を保つために、その委員のうち一定数以上が同じ政党に属するということになつた場合にはこれは制限がございます。任命できない、あるいは自動的に解任せられるというふうなこと、そういう規定はございますけれども、それ以外の場合においては何ら制限はないということになります。

○上林繁次郎君 その点ですけれども、ますますこれから社会情勢も変わつくるということで、公安委員の仕事それ自体重要な仕事である、それをやつぱりこなしていくだけの人材でなければならぬ、私はそう思う。ですから、いまおっしゃつたような、これを選ぶ場合に、その前提、いわゆる基準といふものが非常に簡単な表現であらわされているということでは、その辺が何か十分な機能を發揮できなんじやないか。こんな感じがするのですけれども、その点もう少しこの基準を明確にする必要があるんじやないかと思いますが、どうですか、その点。

○政府委員(土金賀三君) 警察の運営、民主的な運営をはかるための公安委員の選任ということにつきましては、知事があるいは県議会の同意を得て任命し、あるいはまた市長が市議会の同意を得て推薦する、こういう制度になつておりますので、やはり市議会なり県議会の見識と申しますか、そういうものによつてこの警察の運営を、民主的な運営を確保するという、そういううたたまえになつておりますので、これにつきまして法律でその資格要件についてあまり厳格な規定を設けるということはいかがかと、こういうふうな感じがいたします。と同時に、先ほど、何ら制限がないと、こういうふうに申し上げましたけれども、なお、こういう委員の選任等につきましては地方自治法に基本的なそういう制度と申しますか規定がござります。したがいまして、そういう地方自治法の制度がやはり公安委員にも適用になるということは、これは申し上げられるわけでございまして御説明申し上げます。

○上林繁次郎君 なぜ私はこんなことを言うかと申しますと、現実には、先ほど和田委員が言つたかと思ひますけれども、年齢の問題がありましたですね。七十歳代が四十八名、八十代が七名とか言ひましたね。実際に、先ほどあなたが答えたように、迅速性だとか、意見を決定する場合あまり多いと困るというような問題、特に迅速性の問題、迅速性といつても、これはやはり集まらないなればどうにもならぬですからね、公安委員が集まらなければ。そこで、七十歳、八十歳の方は、現実にいわゆる非常に歩行もなかなかむづかしくなっているというような方がいらっしゃるわけですよ、実際に。これは迅速性ということになりま

も、そういった方は、かえって任命してやつていただくこと 자체がお気の毒だと、こういう問題が現実的にあるわけです。ですから、そういう年齢についてもやはり考えなければならないのじやないかというふうに思います。ですから、国会でも、こういう人事が回ってくるときに、非常にこれは年齢が多過ぎるんじやないか、こういうことを常に困る立場の方がいらっしゃるというわけですから、年齢的な問題、これはもとより十分に検討をして、そしてお願ひするにしてもお願ひしなければならぬ、こういうふうに思いますが、その辺どういうふうに考えておるのか。実際に、現在そういう状態のところがあるわけですから、そのままにはほっておくわけにいかないでしよう。

○政府委員(後藤田正晴君) 現実の公安委員に任命せられていらっしゃる方の一部を頭に置きながらの御質問でござりますので、そういうような事実もあるのはあろうかと思います。これは必ずしも私は適当ではないと思います。しかし、公安委員といふものは、先ほども答弁でございましたが、専門的な知識をもつて警察をコントロールするというはむしろ排除すべきだ。そうでなくて、市民感覚をもつて警察をコントロールするもの、これが私は公安委員会制度の本質だと思います。そういうような立場に立つて見識のある人を選ぶということになるならば、これは指定市の場合であれば百万の人口をかかえておる。また、それぞれの県には県で相当の人口を、大小ございますけれども、かかえておる。これらの多くの人の中から私はりっぱな人を選ぶことは十分可能であると思います。それらの点については、むしろやはり選ばれる知事さん、同意を与える県議会、あるいは推薦をせられる特別市の市長さんなり、あでいたくのが一番いいのではないか。やはり法律で規制するのは最小限にとどめるのが私は適当

○上林繁次郎君 それは、あなたのお話を私はわからぬわけではないのです。県なりそういう行政機関でもって良識をもつてやつてもらえばいいじゃないかと、こういうことなんですね。良識をもつてやつてきたことは間違いないと思う。ところが、そういう立場で選定したにもかかわらず、非常に現実にそういう方があるということです。それはいわゆる県まかせであるというのではなく、國家公安委員長あるいは警察庁長官、そういう立場で、やはり法的にはどうにもならぬかもしれないけれども、一步譲つてどうにもならぬかもしれぬけれども、それに対しては十分に働いていただけのやはり条件を備えていなければならぬと思うのですよ。それでは、県に三人となると、県だって広いですからね、一時間もかけて中央まで出てこなければならぬ県もある。それも非常に困難であるという状態では、大切な国会のこういう場で検討をなされておるというような一つの問題、そういう問題をここで幾ら論じたって現実はそうだということでは、何もここで論ずる価値はなくなつてくる。ですから、そういうたることは、先ほどから言つてゐるよう現実的な問題なんだけれども、その現実の姿といふものは私は大事だと思う。そういう意味でここで答弁をいただこうとは思ひませんけれども、やはり何らかの手を国としても私は打つておく必要があると思ひます。こういうふうに思うわけです。あるいはまた申し入れるという方法もあるでしょう。やはりそういう点は、國のほうとしてもこれをいわゆる善導をしていくという立場に立つてそしてこれを見ていかなければならぬ、こういうふうに思います。それだけを申し上げておきます。

○政府委員(土金賢二君) お答え申し上げます。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。
　　公安委員の権限と申しますか、そういう仕事の面を考えますと、最近、たとえば運転免許の交換問題のいわゆる行政処分、これが非常にふえてきております。おるというような事情もございまして、公安委員さんもなかなかいたいへんのようでございます。こういった事情もありまして、先ほど御指摘のありましたような、そういう方々とそぐわないよううございました。ただ公安委員さんの、先ほど長澤君から御答弁申し上げましたように、専門化したこととに主眼があるのでではなくて、やはり一般市民はたいへんな仕事になつておる。こういうことの感覚によつて警察を管理していただく。こういう立場からすれば、一般的の仕事、他の仕事をやつておられる方が非常勤として警察の運営に関与し、その良識を反映していくたゞくという趣旨がやはり本筋ではないか。そういう点から申しますと、常勤のということよりも非常勤という形態のほうがより適当であろう、こういうふうに考えておるわけですがござります。
○中沢伊登子君 私は、地方行政初めてで、質問がたいへんへたかもしれません、二、三質問なつてしまひたいと思います。
　　まず第一点は、警察法の三十八条の五項に、國家公安委員と都道府県の公安委員の関係のこととが書いてござりますけれども、国家公安委員会と都道府県の公安委員会との関係を一度お聞きしたい。
○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。
　　ただいま御指摘がございましたように、国家公安委員会と都道府県公安委員会とは常に緊密な連絡を保たなければならない、こういうふうに法律で定められておりまして、これは定期的あるいは臨時的に全国の何と申しますか、会合がございまして、全國の公安委員連絡協議会といふような組織ができておりますが、これは定期的あるいは臨時に全国の何と申しますか、会合がございまして、いろいろのその時代の問題について意見を交換していくいただいておる。さらには管区ごとに、その管

区内の都道府県の公安委員さんが定期的あるいは

区内の都道府県の公安委員さんが定期的あるいは臨時の会合を開きまして、それに国家公安委員さんにも御招待がございまして、國家公安委員がそれに臨席していただく。そしていろいろと意見を交換していくだくというふうな仕組みになっております。これが一つの点でございます。

さらに、そのほかの点につきましては、警察庁が、法律の十六条と十七条の規定によりまして都道府県警察を指揮監督するということになります。つまり國家公安委員会の管理に服する警察庁長官がおりまして、それで警察庁長官が都道府県警察を指揮監督する。警察庁の所管しておる、法律の第五条に規定してあるそれぞれの所管事項につきまして警察庁長官が都道府県警察を指揮監督する、こういうふうになつております。したがいまして、その限りにおきましては、國家公安委員会の管理を受けておる長官が都道府県警察、つまり都道府県公安委員会を含めて指揮監督する、こういう関係にあるわけでございます。

それからいま一つの点は、警察本部長の任免についての問題がございます。この点につきましては、これも法律で規定されておるわけでございますが、この警察本部長の任免権は國家公安委員会にあるわけでございますが、この國家公安委員会が警察本部長を任免するにつきましては、都道府県のそれぞれの公安委員会がこれについて同意をするということになつております。また、懲戒あるいは罷免というふうなことにつきましては、必要な勅令を国家公安委員会にすることができる。こういうふうな関係が法律で規定されております。

大体、以上の二点によつて國家公安委員会と都道府県の公安委員会というものが関係づけられておる、こういうふうに申し上げられるかと存じます。

○中沢伊登子君 そうすると、その会合というのは、いま何回くらいあるのですか。

○政府委員(土金賢三君) 定期的に春と秋と全国会議が二回ございますが、そのほかに各管区ごとの会合が、これが四半期に一べんくらいずつある

のではないかと存じます。

○中沢伊登子君 そうすると、一ヵ月に何べんと
いうことでなくして、年に春と秋が定期的と、そ
はかに四半期に何べん、こういう程度でございま
すか。そうしますと、都道府県の公安委員会と警
察の本部長との関係ですね、いま任免権、これ
が、都道府県の公安委員会が、國家公安委員会に
やめさせるとか任命するとか、そういうときに意
見を申し上げることができる、この関係はそうい
う点だけでござりますか。

○政府委員(土金賢三君) お答え申し上げます。
都道府県公安委員会と警察本部長との関係でござ
いますが、これは都道府県公安委員会は都道府
県警察を管理する、こうしたことになつております
。その管理するということは、別の法律の条文
にも書いてあるわけでございますが、警察本部長
を通じて都道府県警察を管理する、こうしたこと
になるわけでござります。これはちょうど国家公
安委員会が警察庁を管理する場合に、警察庁長官
を通じて管理するということと同じような関係に
なつておるわけでございまして、したがつて警察
本部長は公安委員会の管理に服して、そして公安
委員会の示した大綱に基づきまして警察本部の事
務を統括する、こういうふうな関係になつております。
そのほかに、先ほど申し上げました任免につい
ての権限と、いうことがございますが、それはい
まの管理に服するということの裏づけと申します
か、そういうふうな意味で、そういうた権限が法
律で規定されておるわけでございます。

○中沢伊登子君 次に、都道府県の公安委員会の
委員の政党別ですね、先ほど午前中に杉原委員
だったと思いますがお尋ねをしたときに、いまま
では大阪で自民党のかつて議員だった方が二名
だった。あとはほとんど政党に関係のあった人は
ないよう私承ったように思いますがけれども、四
十一条の三項、四項、五項に相当詳しくこの政党
との関係のことが書いてござりますね。現在、都
道府県の公安委員会の委員の政党別はどの程度に

なつておりますか

三君) 現在、都道府県方面の
うち数は総数で百六十四名でござ
り、現在政党に所属しております
方に所属しております委員一名で
それでは、もう一べん話を午前
けれども、杉原委員からだいぶ
ことと問題になりましたね。こ
とに触れようとは思わない
兵庫県の県会議員をしておられ
れるわけですけれども、兵庫県
とも送つてもらっております。
の公報のいつでも一番初めぐら
条例というのがあります。青少
愛護条例によつて、何々しかし
いは文書、そういうものは子
刺激するから、これは上映ある
あまり読ませることはいけない
ふうなことがいつでも書いてあるけ
ります第一に。それで、いつか
知事と食事を一緒にしたとき
はなことがいつでも書いてあるけ
が兵庫県では上映をしないと
兵庫県では売らないとか、そ
はつているのかと聞いたら、い
ませんので、ただ公報にそ
ういうふうな話を私聞きまし
かしいじゃないですかと言つ
見る人は、それはなるほどこう
ことは愛護条例に抵触するとい
こも、それだけではどうしよう
こう申し上げたら、たぶん原勞
いますが、それは国家の問題
をどうするわけにはいかないん
ことをおっしゃられまして、私、
したものですから、ああそうで
ふうに申し上げて、それで質問
が、けさたまたま聞いており

うとかこうとかいうことを盛んに論じられている
ますと、この間の新聞記事から、ボルノ映画がど
うかでされども、県の愛護条例でそういうもの
を禁止したいと、そういうことであれば、都道府
県の公安委員がそれに対して発言をする権限を
持つてゐるのかどうか承らせていただきたいと思
います。

自由を封することになるし、表現の自由を侵すことになるから、世論を盛り上げてくださいと、こう言われるわけですけれども、そうかといって、やはりああいうのが好きと言つては語弊があるかもしれませんけれども、それほどいやだなと思わない方もいらっしゃるでしょう、なかなかそれが女性だけにまかされても、婦人会でそれをやつてみようといつて少し炎上を上げてみても、それ

いちらしやるお仕事等もいろいろなバラエティーを考えまして、風俗問題については懇談会をつくりまして、そういう方に現状を見ていただけで、これはひどいではないか、これはどうして警察は手を入れぬのだといったような御意見等も十分聞いた上で手を入れているというのが実態でござります。

基本的な考え方を御披露しておきますと、私は

やられるということは、これは私は許しがたい。
こういふような意味合ひからいろいろ検討の結果
踏み切つたものである、こういふことでござります。
以上が、私のこの種の問題に対する基本的な全
国警察に対する指導の方針でございますので、
お答えいたしておきたいと思います。

ました公安委員会の全国の総会、あるいは管区内の会合等におきまして、法改正を要望する意見等がそれぞれの公安委員会から提出されることが多く、いわけござります。で、その点につきまして警察庁の見解を御答弁申し上げ、必要なものについてはそれを参考にし、それに基づいて法律を改正するということはしばしばござります。ただいま

が通るところか、ますます最近は激しくなってきて、それはもうえらい映画の看板が出ているわけですね。参考のために一べん見てみようかと思つたのですが、どうも地元ではおそらく顔を知つておられると思うと、幾ら頭が白くてもちょっと入るわけにいかなくて、見てみるわけにいかないし、広告看板だけがあんなにひどいの

最近のこういう問題につきましては、やはり性の解放というのは、これは何といつても世界的な風潮である。この風潮に背を向けるというのは私は必ずしも正しい態度ではない。これはやはり世界的な風潮ということをわれわれも踏まえて考えておかなきやならぬ。これが一点でございます。

一番目は、さればといって、スウェーデンがどう

たいと思います。というのは、それは幾ら性の解放かもしれませんけれども、もしも、家の中にだれが父親かわからないような子供を娘が産んだよしたら、それは私どもどうしようもない感じです。その辺は十分踏まえてやっていただきたい、私はこういうふうに思うのです。

それから、この間、私のところの主人がちょうど

の御指摘の青少年愛護条例の問題等につきまして
も、県のそういう御方針であるならば、そういう
御意見はそういう会合で十分言つていただくこと
ができるはずであると、こういうふうに私ども考
えております。

か、実際に入るもつとひどいのか、そこら辺、私も入ったことがないのですけれども、あれはどうにかする方法はないものですか。

○政府委員(後藤田正靖君) けさほど来ボルノ問題の御意見がございましたが、この種の問題の取り締まりについては贅否両論がござります。また、私どもも非常にこれはむずかしい問題だと

広告や、そういう本だとかいうようなものはほしい
ぶんはんらんをしておりますね、最近。それで、
まあこれは杉原委員は男性でございます。私は女
性でございます。そういう立場もあり、また母親
という立場から、どうもやはり男の子を育ててみ
る、ああいうものはやはりあまり好ましくな
い。あまり手書きらしいものはちょっとおとなでも
顔をそむけたくなる。こういうようなことで、私
もこの問題を再々予算委員会で取り上げたことが
ござります。ほとんど毎年の予算委員会でやつて
いるような感じがするのです。いつでも文部大臣
は、それに対して、言論の自由、表現の自由が憲
法で保障されているからそれは干渉するわけには
いかない、世論が起きなければどうするわけにも
いかないので……、そういうようなものが幾ら
私どもがいやだなあと思つても、それを取り締
まつてしまふわけにいかない。それはもう言論の

思つております。といふのは、やはり表現の自由の問題とのからみ合いがあるということでござります。しかし、今日の実態を見ますと、ものによつては、これは表現の自由の以前の問題だといつたようなものすらあるのが実態でございまします。実態は、私は年に何回か必ず見ることにいたしておりますが、非常にこれはもう口にすることができないといったようなひどいものがはんらんをいたしております。したがつて、こういうものには、けさほど少し警察の頭がかたいのぢやないか、こういう御意見がございましたけれども、私はやはり何らかの線を引いてやるべきことは断固としてやるという態度でなければならぬ。しかしながら年齢等も十分考え、また現に從事して問題との関連もございますので、あくまでも慎重にせなければならぬ。で、私どもは、そういう意味合いからも十分考え、また現に從事して

いうような考え方はとつてはいけない。これを二番目として私は考えております。

三番目は、やはりこの種の問題については、およそこういう問題は、やはりその当時の社会的な常識から見て公々然と人前でやつていいことと、そうでないこととの区別はあるはずだ。そこに私は、むづかしいけれどもそこに線を引いて、取り締まるべきものは取り締まっていいのではないかと、こういう基本的な考え方で全国の警察に対処させることでございます。

で、先般来、警視庁で日活のボルノの問題でしたか、やつておりますが、ごらんになつた方もいらっしゃつしやるかもしれません、まことにひどいものです。さらに、日活等はああいう大企業でござりますけれども、いかに映画が斜陽化したとはいえ、いたずらなる商業主義を、これを性の解放という名のもとに、表現自由の名のもとに無制限に

きらいでしようがないんですけれども、それはいいんですけど、れども、このごろみんなあれがいんですか、れども、でも、このごろみんなあれがはやつていて、なかなかかかづこよくて似合つていいのがたくさんいますよ、あまりきびしいことを言いなさんと言つたのですがね。ところが、シンガポールの国では、あそこの国の若い者が毛を伸ばしていないだけでなく、そういう長髪をしている者は外人であるといえども入国を許しておらないと、こういうふうなことをまつ先に私にみやげ話として聞かしてくれましたので、私はそれだけ御披露して、御答弁も何もいたしませんけれども、質問を終わらせていただきます。

○河田賢治君 公安委員の問題について一、二質問したいと思うのです。

この四十六条の二ですね。今度新しく指定都市として九州の福岡、それからまた神奈川の川崎もこれが入りますが、これの公安委員会の組織等に

だ、デンマークがどうだ、だから日本もどうだといふような無責任な議論がござりますけれども、こういう問題は、やはりその国それぞれの歴史的な背景なりあるいは宗教の問題なり、いろいろな複雑なからみ合いのものとで、その国その国の態度で処理していくしかるべきで、必ずしもスウェーデンがどうだから日本がどうでなければならぬというような考え方方はとつてはいけない。これを二番目として私は考えております。

三番目は、やはりこの種の問題について、おそらくいう問題は、やはりその当時の社会的な常識から見て公々然と人前でやっていいことと、そうでないこととの区別はあるはずだ。そこに私は、むずかしいけれどもそこに線を引いて、取り締まるべきものは取り締まっていいのではないかと、こういう基本的な考え方で全国の警察に対処させることでございます。

ど東南アジアを約三週間回ってまいりまして、たったこの間帰ってきたところなんですけれども、その第一のおみやげ話を「つだけ御披露して質問を終わりたい」と思いますが、私のところの主人も古いといえば古いんでしょうけれども、一番シンガポールで感心したのは、男の子で髪を長くしておられたのがおらなぬだということなんです。あれが生きらいでしようがないんですけれども、それはいいんですけれども、でも、このごろみんなあれはやっていて、なかなかかっこよくて似合っているのがたくさんいますよ、あまりきびしいことを言いませんなと言つたのですがね。ところが、シンガポールの国では、あそこの国の若い者が毛を伸ばしていないだけでなく、そういう長髪をしておられる者は外人であるといえども入国を許しておらないと、こういうふうなことをまつ先に私にみやげ話として聞かしてくれましたので、私はそれ

で、先般来、警視庁で日活のボルノの問題でし
たか、やつておりますが、ごらんになった方も多い
らっしゃるかもしませんが、まことにひどいも
のです。さらに、日活等はああいう大会社でござ
る。

だけ御披露して、御答弁も何もいたしませんけれども、質問を終わらせていただきます。

いりますけれども、いかに映画が斜陽化したとはいへ、いたずらなる商業主義を、これを性的解放といふ名のもとに、表現自由の名のもとに無制限に

この四十六条の二ですね。今度新しく指定都市として九州の福岡、それからまた神奈川の川崎市これが入りますが、これの公安委員会の組織等に

れども、公安当局が御承知の、ああいう問題起こして新聞に出ているわけですね。まあ大体いま下のほうでは、警察のほうと公安当局がお互に競つて、ああいう赤軍派なりあるいは中核派とか、いろいろな今日のいわゆるまあ革命的な言辞を弄する中にいろいろまあ食い込んで援助もしているとかですね。だから私、この問題を申すわけじゃありませんけれども、少なくとも国家公安委員と地方の公安委員が連絡を緊密にしなくちゃならぬ。まあ地方の公安委員は常に國家公安委員の、まあ直接の指導やらなんかではなくとも国家公安委員の、まあ直接の指導やらなんかではなくて、この公安委員会の性質からして、いろいろな治安上緊密な連絡をするということがここにうたわれているわけですね。こういう点で私は、今後ですね、やはり盛んにまあ共産党をいまのかたきにしてですね、これまで治安対策で始終破防法の該当団体だといって目を向けられているのですね。しかし、いまその大きな穴が、今日「あさま山莊事件」やその他を生んでいるわけです。ですからこの点、まあこの前も私が話しましたのでさらにつれて追及しようとはしませんけれども、警察の中に必ずしも盛んこういう問題を、いま公安当局がやっているようなことがちらちら私たちのほうにも報告が上がっているわけです。一応この公安委員会の問題を審議するにあたって、国家公安委員会は

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
第四十四条〔第五款 犯則取締(第百三十九条—第百四十四条)〕を「第五款 犯則取締(第百三十九条—第百四十四条)」に改める。

第五十条の四の表を次のように改める。
五百六十万円をこえる金額 百分の五
五百五十万円をこえる金額 百分の四
四百万円をこえる金額 百分の五
六百万円をこえる金額 百分の六

第三百四十四条の二第一項第六号中「九万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十六万円」に改め、同項第十一号中「十万円」を「十三万円」に改め、同項第十二号中「十四万円」を「十六万円」に改め、同條第三項中「十万円」を「十四万円」に改める。

第三百四十四条の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に改める。

第七百二十二条第一項中「土地及び家屋」を「土地、家屋及び償却資産」に、「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改め、同條第一項を次のように改める。

2 前項の「価格」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る第三百四十九条から第三百四十九条の三までの規定によつて固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、同項の「所有者」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税について第三百四十三条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

第七百二十二条第一項中「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改める。

第七百三十四条第三項の表中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十四・七」を「百分の二十三」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に、「百分の十七・三」を「百分の二十八」に改める。

附則第七条第一項中「又は第一項」を削り、「定める別表第一」を別表の例によつて道府県の条例で定める特別徵收税額表(本條及び第五十条の八において「退職所得に係る道府県民税の特別徵收税額表」という。)に、「応する別表第一」を「応する退職所得に係る道府県民税の特別徵收税額表」に、「とする」を「と、同條第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所

して新聞に出ているわけですね。まあ大体いま下のほうでは、警察のほうと公安当局がお互に競つて、ああいう赤軍派なりあるいは中核派とか、いろいろな今日のいわゆるまあ革命的な言辞を弄する中にいろいろまあ食い込んで援助もしているとかですね。だから私、この問題を申すわけじゃありませんけれども、少なくとも国家公安委員と地方の公安委員が連絡を緊密にしなくちゃならぬ。まあ地方の公安委員は常に國家公安委員の、まあ直接の指導やらなんかではなくても国家公安委員の、まあ直接の指導やらなんかではなくて、この公安委員会の性質からして、いろいろな治安上緊密な連絡をするということがここにうたわれているわけですね。こういう点で私は、今後ですね、やはり盛んにまあ共産党をいまのかたきにしてですね、これまで治安対策で始終破防法の該当団体だといって目を向けられているのですね。しかし、いまその大きな穴が、今日「あさま山莊事件」やその他を生んでいるわけです。ですからこの点、まあこの前も私が話しましたのでさらにつれて追及しようとはしませんけれども、警察の中に必ずしも盛んこういう問題を、いま公安当局がやっているようなことがちらちら私たちのほうにも報告が上がっているわけです。一応この公安委員会の問題を審議するにあたって、国家公安委員会は

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
第四十四条〔第五款 犯則取締(第百三十九条—第百四十四条)〕を「第五款 犯則取締(第百三十九条—第百四十四条)」に改める。

第五十条の四の表を次のように改める。
五百六十万円をこえる金額 百分の五
五百五十万円をこえる金額 百分の四
四百万円をこえる金額 百分の五
六百万円をこえる金額 百分の六

第三百四十四条の二第一項第六号中「九万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十六万円」に改め、同項第十一号中「十万円」を「十三万円」に改め、同項第十二号中「十四万円」を「十六万円」に改め、同條第三項中「十万円」を「十四万円」に改め、同條第一項中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に改める。

第三百四十四条の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に改める。

第七百二十二条第一項中「土地及び家屋」を「土地、家屋及び償却資産」に、「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改め、同條第一項を次のように改める。

2 前項の「価格」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る第三百四十九条から第三百四十九条の三までの規定によつて固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、同項の「所有者」とは、当該土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税について第三百四十三条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

第七百二十二条第一項中「土地又は家屋」を「土地、家屋又は償却資産」に改める。

第七百三十四条第三項の表中「百分の九・一」を「百分の十五」に、「百分の十四・七」を「百分の二十三」に、「百分の十・七」を「百分の十八」に、「百分の十七・三」を「百分の二十八」に改める。

附則第七条第一項中「又は第一項」を削り、「定める別表第一」を別表の例によつて道府県の条例で定める特別徵收税額表(本條及び第五十条の八において「退職所得に係る道府県民税の特別徵收税額表」という。)に、「応する別表第一」を「応する退職所得に係る道府県民税の特別徵收税額表」に、「とする」を「と、同條第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する本日の審査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案(衆)

| | |
|--------------|------|
| 一百五十万円以下の金額 | 百分の二 |
| 一百五十万円をこえる金額 | 百分の三 |

| | |
|--------------|------|
| 一百五十万円をこえる金額 | 百分の四 |
|--------------|------|

第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。

| | |
|--------------|------|
| 一百五十万円以下の金額 | 百分の二 |
| 一百五十万円をこえる金額 | 百分の三 |

第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。

3 市町村長は、昭和四十七年度分の市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税を徴収した場合において、新法附則第二十九条の六第二項の申告があり、当該申告が真実であると認められる場合においては、すでに徴収された当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であったものとみなして新法附則第十九条又は新法附則第二十六条の規定によつて算定した税額をこえるときは、それぞれそのこととなる額に相当する額を、政令で定めることにより、還付し、又は還付を受ける者の未納に係る地方団体の徵収金に充当しなければならない。

(償却資産に係る都市計画税に関する規定の適用)

第七条 前条第一項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する規定の適用)

第八条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に限り納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のようにより改正する。

第十四条第一項中「以下「娯楽施設利用税交付金」という。」の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除する額を控除した額とし」の下に「料理飲食等消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の料理飲食等消費税の収入見込額から地方税法第百四十四条の二の

四号までを一号ずつ繰り下げ、「八 娯楽施設利用税交付金」を「八 娯楽施設利用税交付金

延利用人員」を「九 料理飲食等消費税交付金」に改める。

館業等に係る売上金額」に改める。

二 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十七年度分の地方交付税から適用する。

第八条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、消防法等の一部を改正する法律案

(消防法の一部改正)
第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の三中「どん帳、カーテン、展示用合

規定により同条の場所所在の市町村に対し交付するものとされる料理飲食等消費税に係る交付金(以下「料理飲食等消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし」を、「当該市町村の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「当該市町村の料理飲食等消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を、「当該指定市の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「当該指定市の料理飲食等消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第三項の表の市町村の項目中第十五号を第十六号とし、第九号から第十

二号までを一号ずつ繰り下げ、「八 娯楽施設利用税交付金」を「八 娯楽施設利用税交付金

延利用人員」を「九 料理飲食等消費税交付金」に改める。

当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員当該市町村に所在する料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額」に改める。

四号までを一号ずつ繰り下げ、「八 娯楽施設利用税交付金」当該市町村に所在するゴルフ場の

当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員当該市町村に所在する料理店業、飲食店業、旅

板その他これらに類する物品で政令で定めるもの」を「防炎対象物品(どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条に次に四項を加える。

防炎対象物品又はその材料で前項の防炎性能を有するもの(以下この条において「防炎物品」という。)には、自治省令で定めるところにより、同項の防炎性能を有するものである旨の表示を附することができる。

何人も、防炎対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を附する場合及び工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)その他政令で定める法律の規定により防炎対象物品又はその材料の防炎性能に関する表示で

自治省令で定めるもの(以下この条において「指定表示」という。)を附する場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

防炎対象物品又はその材料は、第一項の表示又は指定表示が附されているものでなければ、防炎物品として販売し、又は販売のため陳列してはならない。

第一項の防火対象物の関係者は、当該防火

対象物において使用する防炎対象物品について、当該防炎対象物品若しくはその材料に同項の防炎性能を有するための処理をさせ、又は第二項の表示若しくは指定表示が附されている生地その他の材料からカーテンその他の防炎対象物品を作製させたときは、自治省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならない。

第三十六条の二第一項中「若しくは被扶養者」を削る。

第四十五条中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 第八条の三第三項又は第二十一条の九第一項の規定に違反した者

第四十五条中「第四十四条第七号」を「第四十一条第三号若しくは第八号」に改める。

(消防法及び消防組織法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「物品については」の下に「昭和四十八年六月三十日までの間」を加える。

(消防組織法の一部改正)
第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の七中「若しくは被扶養者」を削り、同条に次の二号を加える。

前項の場合においては、市町村は、当該消

四、業者は「登録生産緑地」を宅地に転用する場合は、久留米市長あて届け出るものとし、さかのぼつて特別指定以外農地の税額と同額を納税する。ただし、止むをえない事情（例えば相続分割等）と市長が認める場合は減免される。

理由

江戸時代からの歴史と伝統を有する久留米植木（久留米つづじ）の発祥地及びこれを中心とする生産地は都心部に近い市街化区域内にあり、市民に対する緑と酸素の供給源として市街地の環境美化及び市民の健康増進に寄与している。この植木生産緑地に宅地並み課税がなされるならば、植木収入では担税能力に耐えられず、経営難におちいり、植木の適地を他に求め難いから業者は廃業の止むなきにいたる。